

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

令和 5 年 10 月

広島県人事委員会

はじめに

人事委員会は、公正な人事行政を確立し、行政の民主的で能率的な運営を確保するため、地方公務員法に基づいて設置された人事行政の専門機関であり、任命権者が行う職員の人事管理が適正に行われるよう、中立・公正な立場で、人事行政の運営に関する調査、研究、企画、立案を行い、その成果に基づいて、勧告、報告するなどの地方公務員法に定められた役割を担っている。

このうち、人事委員会の勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件を社会一般の情勢に適応させるための制度である。

このため、本委員会は、民間事業の従事者の給与や、本県職員の勤務条件、国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件、その他社会情勢について調査、研究を行い、その成果を踏まえ、職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を行うものである。



令和5年10月2日

広島県議会議長 中本隆志様
広島県知事 湯崎英彦様

広島県人事委員会

委員長 船木孝和

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数及び職員構成		1
(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数		2
(3) 学歴別職員構成		3
(4) 平均給与月額		4
2 民間給与の状況		4
(1) 職種別民間給与実態調査		4
(2) 給与改定等の状況		5
(3) 初任給の状況		6
3 職員給与と民間給与との比較		6
(1) 月例給		6
(2) 特別給		7
4 職員給与と国家公務員給与との比較		7
5 人事院の給与勧告等		8
6 結び		9
(1) 令和5年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		9
(2) 給与制度をめぐる諸課題		10
(3) 給与勧告実施の要請		11

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告 1
1 人材の確保・育成等	1
(1) 多様で有為な人材の確保	1
(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進	2
(3) 人材育成	2
(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり	3
2 Well-beingの実現につながる働き方改革と勤務環境の整備	5
(1) 時間外勤務の縮減等	5
(2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進	8
(3) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進	8
3 職員の健康管理等	9
(1) 職員の健康管理	9
(2) ハラスメントの防止	10
(3) 長距離・長時間通勤の解消	10
4 不祥事防止に向けた取組の徹底	11

(別添資料)

人事院の給与勧告等の概要

公務員人事管理に関する報告の骨子	別添 1
勤務時間に関する勧告の骨子	3
給与勧告の骨子	4

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

本人事委員会は、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査、検討を行ったので、その結果を報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、暫定再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

(1) 職員数及び職員構成

第1表のとおり、職員の総数は23,088人で、昨年に比べ158人減少しており、給料表別の職員構成比は、教育職が全体の49.9%を占め、以下、行政職25.5%、公安職22.3%、医療職1.2%、研究職1.1%となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第1表 給料表別職員数及び構成比

(単位：人)

区分 給料表	職員数			令和5年 職員構成比
	令和5年4月	令和4年4月	増減	
全給料表	23,088	23,246	△158	100.0%
行政職給料表	5,888	5,841	+47	25.5%
公安職給料表	5,140	5,146	△6	22.3%
教育職給料表(二)(ロ)	3,719	3,815	△96	49.9%
教育職給料表(三)(イ)	7,813	7,900	△87	
研究職給料表	261	268	△7	1.1%
医療職給料表(一)	46	43	+3	1.2%
医療職給料表(二)	138	149	△11	
医療職給料表(三)	83	84	△1	

(注) 1 各年の4月1日現在の人事統計調査による（以下、第6表までについて同じ。）。
2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある（以下の各表において同じ。）。

(2) 平均年齢、年齢階層別職員構成及び平均経験年数

職員の平均年齢は、第2表のとおり、40.3歳である。これを給料表別にみると、平均年齢が最も高いのは研究職給料表の適用者（研究員等）で43.9歳、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者（保健師等）で38.4歳となっている。

なお、職員数を5歳幅の年齢階層別で見ると、第3表のとおり、55歳以上の年齢階層が最も多く、各年齢階層の構成比を昨年と比べると、25歳から44歳までの各年齢階層が増加している。

また、職員の平均経験年数は、第4表のとおり、18.4年である。これを給料表別にみると、平均経験年数が最も長いのは研究職給料表の適用者で21.2年、最も短いのは医療職給料表(三)の適用者で15.4年となっている。

【説明資料 第1表参照】

■第2表 給料表別平均年齢

(単位：歳)

区分 給料表	平均年齢		
	令和5年4月	令和4年4月	増減
全給料表	40.3	40.5	△0.2
行政職給料表	42.1	42.5	△0.4
公安職給料表	38.7	38.3	+0.4
教育職給料表(二)(ロ)	42.1	42.6	△0.5
教育職給料表(三)(イ)	38.9	39.2	△0.3
研究職給料表	43.9	44.2	△0.3
医療職給料表(一)	39.5	39.7	△0.2
医療職給料表(二)	42.3	42.5	△0.2
医療職給料表(三)	38.4	37.0	+1.4

■第3表 年齢階層別職員構成比

(単位：%)

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
令和5年4月	8.7	14.5	14.0	12.5	10.7	11.8	13.0	14.9
令和4年4月	8.7	14.2	13.8	11.9	10.5	12.2	13.2	15.4
増減	0.0	+0.3	+0.2	+0.6	+0.2	△0.4	△0.2	△0.5
参考 平成25年4月	5.3	10.2	9.7	10.6	12.0	14.9	20.0	17.3

■第4表 給料表別平均経年数

(単位：年)

区分 給料表	平均経年数		
	令和5年4月	令和4年4月	増減
全給料表	18.4	18.7	△0.3
行政職給料表	20.4	20.8	△0.4
公安職給料表	18.5	18.1	+0.4
教育職給料表(二)(ロ)	19.6	20.1	△0.5
教育職給料表(三)(イ)	16.4	16.8	△0.4
研究職給料表	21.2	21.5	△0.3
医療職給料表(一)	15.5	16.0	△0.5
医療職給料表(二)	17.8	18.0	△0.2
医療職給料表(三)	15.4	14.2	+1.2

(3) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第5表のとおり、大学卒が82.8%と最も多く、次いで高校卒12.1%、短大卒5.1%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.3ポイント増加し、短大卒及び高校卒は減少している。

【説明資料 第2表参照】

■第5表 給料表別学歴別職員構成比

(単位：%)

区分 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒	
		増減		増減		増減		増減
全給料表	82.8	+0.3	5.1	△0.2	12.1	△0.2	0.0	0.0
行政職給料表	72.3	+1.1	8.8	△0.4	18.8	△0.8	—	—
公安職給料表	63.5	+0.2	4.0	0.0	32.5	△0.2	0.0	0.0
教育職給料表(二)(ロ)	96.3	+0.1	3.3	0.0	0.5	0.0	—	—
教育職給料表(三)(イ)	96.0	+0.4	4.0	△0.4	—	△0.0	—	—
研究職給料表	99.6	0.0	—	—	0.4	0.0	—	—
医療職給料表(一)	100.0	0.0	—	—	—	—	—	—
医療職給料表(二)	95.7	+1.1	4.3	△1.1	—	—	—	—
医療職給料表(三)	97.6	△1.2	2.4	+1.2	—	—	—	—

(注) 「増減」は令和4年4月からの増減である。

(4) 平均給与月額

職員の本年4月における平均給与月額は、第6表のとおり、385,221円で、これを給料表別にみると、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者(医師等)で811,094円、最も低いのは医療職給料表(三)の適用者で334,498円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.1%(223円)減少しており、これを給料表別にみると、減少率が最も高いのは行政職給料表の適用者となっている。

【説明資料 第3表参照】

■第6表 職員1人当たりの平均給与月額 (単位：円)

区分 給料表	平均給与月額			
	令和5年4月	令和4年4月	増減額	増減率
全給料表	385,221	385,444	△ 223	△0.1%
行政職給料表	370,155	372,999	△ 2,844	△0.8%
公安職給料表	374,625	370,314	+ 4,311	+1.2%
教育職給料表(二)(甲)	416,917	418,540	△ 1,623	△0.4%
教育職給料表(三)(イ)	386,045	386,323	△ 278	△0.1%
研究職給料表	405,373	406,971	△ 1,598	△0.4%
医療職給料表(一)	811,094	816,151	△ 5,057	△0.6%
医療職給料表(二)	372,363	372,115	+ 248	+0.1%
医療職給料表(三)	334,498	326,489	+ 8,009	+2.5%

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,370の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法(調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法)によって抽出した343事業所について、令和5年

職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の22職種約12,000人及び研究員、医師等の54職種約1,200人について、各民間企業における本年4月分として支払われた給与月額及び給与改定の状況等を詳細に調査した。

本年の調査完了率は、各事業所の協力を得て、86.8%となっており、調査結果は広く民間事業所の状況を反映したものとなっている。

【説明資料 第13表参照】

(2) 給与改定等の状況

民間における給与改定等の状況は、第7表及び第8表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は50.6%（昨年36.5%）であり、昨年に比べ14.1ポイント増加している。また、定期昇給を実施した事業所の割合は92.5%（同90.0%）であり、昨年に比べ2.5ポイント増加している。

■第7表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

区分 役職段階		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	令和5年調査	50.6	2.7	0.7	46.0
	令和4年調査	36.5	10.4	2.2	51.0
課長級	令和5年調査	38.6	6.7	0.7	54.1
	令和4年調査	26.2	12.0	0.3	61.5

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第8表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

区分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			昨年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係員	令和5年調査	92.5	92.5	32.9	3.0	56.6	—	7.5
	令和4年調査	91.5	90.0	25.9	3.6	60.5	1.5	8.5
課長級	令和5年調査	82.4	82.4	26.4	2.1	54.0	—	17.6
	令和4年調査	81.6	79.2	20.6	3.1	55.5	2.4	18.4

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(3) 初任給の状況

民間における初任給の改定状況は、第9表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で36.1%（昨年49.1%）、高校卒で14.7%（同21.1%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で54.4%（同32.7%）、高校卒で76.3%（同35.0%）であり、昨年に比べ大学卒は21.7ポイント増加し、高校卒は41.3ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合は大学卒で45.6%（同66.5%）、高校卒で23.7%（同62.3%）であり、それぞれ昨年に比べ大学卒は20.9ポイント、高校卒は38.6ポイント減少している。

【説明資料 第14表、第15表参照】

■第9表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴		区 分	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増 額	据置き	減 額	
				大 学 卒	令和5年調査	36.1	
	令和4年調査	49.1	(32.7)	(66.5)	(0.8)	50.9	
高 校 卒	令和5年調査	14.7	(76.3)	(23.7)	—	85.3	
	令和4年調査	21.1	(35.0)	(62.3)	(2.7)	78.9	

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

人事統計調査及び民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所の従業員においては公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月の給与額を対比させ、精密に比較したところ、第10表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均3,711円（0.98%）下回っている。

【説明資料 第3表、第16表、第17表参照】

■第10表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
381,133 円	377,422 円	3,711円 (0.98%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。
 2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から、時間外手当、通勤手当及びこれらに相当する手当を除いたものである。
 3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,888人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた5,599人(平均年齢43.0歳)である。

(2) 特別給

民間給与実態調査の結果によると、第11表のとおり、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は所定内給与月額 \times 4.51月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の平均年間支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.11月分下回っている。 【説明資料 第18表参照】

■第11表 民間における特別給の支給状況

区 分	特別給の支給割合
下 半 期	2.19 月分
上 半 期	2.32 月分
年 間 計	4.51 月分

- (注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査によれば、令和4年4月1日における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレス方式により比較すると、国家公務員の俸給水準を100とした場合の本県のラスパイレス指数は100.5

(令和3年100.8)であり、前年に比べ0.3ポイント減少している。

なお、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は99.2(同99.5)であり、前年に比べ0.3ポイント減少している。

5 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月7日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「公務員人事管理に関する報告」及び「職員の給与に関する報告」を行い、あわせて、「職員の勤務時間の改定に関する勧告」及び「職員の給与の改定に関する勧告」を行った。

この中で、「公務員人事管理に関する報告」については、公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組、職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策及び多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備について報告され、給与制度のアップデートの方向性と令和6年に向けて検討を要する事項の骨格案が示された。

また、職員の勤務時間の改定については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする措置を、育児介護等職員以外にも拡大することとされた。

また、給与改定については、本年4月の国家公務員の月例給が民間給与を3,869円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表の引上げ改定を行うほか、特別給については、民間の支給状況等を考慮し、支給月数を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとされた。

さらに、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設することとされた。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

6 結び

(1) 令和5年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりであり、職員給与と民間給与との比較結果及び人事院の勧告の内容等を総合的に勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 月例給

本年の職員給与が民間給与を3,711円下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、給料表を改定することとし、行政職給料表について、職員給与と民間給与との較差の程度や人事院の改定の考え方等を踏まえ、人材確保の観点から、初任給を始め若年層に重点を置き、全ての号給について所要の改定を行うとともに、本県の給料表の構造を踏まえた改定を行う必要がある。

その他の給料表については、行政職給料表等との均衡を基本に改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

人事院は、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師に対する初任給調整手当について、所要の改定を行うこととしている。

本県においても、国家公務員の取扱いに準じて改定を行う必要がある。

ウ 特別給

期末手当及び勤勉手当については、現行の職員の年間支給月数（4.40月）が民間事業所における賞与等の特別給（4.51月分）を下回っていることから、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月とする必要がある。

支給月数の引き上げ分は、国の改定状況、民間事業所における特別給の配分状況等を参考にして、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、6月分と12月分の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げる必要がある。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに任

期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、国家公務員の改定に準じて改定する必要がある。

エ 改定の実施時期

本年の民間給与との較差等に基づく給与改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 高齢層職員の昇給制度の見直し

55歳を超える職員の昇給抑制措置については、これまで本県の実態等を踏まえて検討してきたところであるが、本年度から段階的に定年引き上げられることや、国や他の都道府県との均衡を図る観点から、早急に当該措置を導入する必要がある。

イ 暫定再任用職員の処遇改善

暫定再任用職員の給料月額については、定年前再任用短時間勤務職員に準じているが、来年度以降、定年引き上げに伴い60歳超の常勤職員とフルタイムの暫定再任用職員の給料月額について大きな差が生じることとなる。

このため、本県における暫定再任用職員の勤務実態を踏まえた上で、給料月額の水準を調整することが適当である。

なお、本年、人事院は、定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当の支給範囲の拡大について言及していることから、諸手当については国の動向を注視する必要がある。

ウ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

本年、人事院は、公務員人事管理の重点課題に対応するため、「人材確保を支える処遇の実現」、「職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現」及び「職員の選択を後押しする給与制度上の措置」について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を報告している。

給与制度については、基本的には国に準拠することが適当と考えること

から、引き続き、国における検討の動向を注視する必要がある。

また、組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進として、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用・給与等へ適切に反映するメリハリのある給与処遇を行うことが肝要と言及されていることを踏まえ、勤務成績を昇給に反映させる際の運用について、早急に見直す必要がある。

エ 在宅勤務等手当の新設

本年、人事院は、職員の在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当の新設を勧告している。諸手当については、基本的には国に準拠することが適当と考えることから、国や他の都道府県の動向等も踏まえ、関係法令改正後、適切に対応できるよう、導入に向けて所要の検討を進めていく必要がある。

オ 会計年度任用職員の給与

本年、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年度から短時間勤務会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となる。

勤勉手当の導入に向けて、常勤職員の取扱いとの均衡等を踏まえるとともに、人事評価の結果を適切に反映できるよう、法改正の趣旨に沿って人事評価制度を見直す等の制度設計を確実に進めていく必要がある。

なお、期末手当については、現在、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月数を定めているところであるが、勤勉手当の導入に合わせて、常勤職員と同じ支給月数とすることが適当である。

(3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものである。

本人事委員会は、本年の職員給与と民間給与との較差等を踏まえた月例給

及び特別給の引上げを求めるものである。

職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託に応えるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 令和5年4月の公民の給与較差等に基づく給与改定の内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年広島県条例第22号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表1から別表5までのとおり改定すること。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

(イ) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分）とすること。

(2) 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和28年広島県条例第49号）の改正

現行給料表を別表6のとおりに改定すること。

(3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表7のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）の改正

ア 給料表

現行給料表を別表8のとおり改定すること。

イ 期末手当

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.525月分とすること。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。

(2) その他所要の措置

この改定に伴い、所要の措置を講じること。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	241,400	274,100	323,600	437,000	463,100	511,100
	2	163,700	242,900	275,700	325,800	441,000	467,100	515,100
	3	164,900	244,300	277,200	328,000	447,000	473,100	521,100
	4	166,000	245,700	278,800	330,000	455,000	481,100	529,100
	5	167,100	246,900	280,300	332,000			
	6	168,200	248,500	282,000	334,000			
	7	169,300	250,000	283,800	335,900			
	8	170,400	251,400	285,600	337,800			
	9	171,500	252,500	287,300	339,700			
	10	172,800	253,900	289,200	341,700			
	11	174,100	255,400	291,000	343,700			
	12	175,400	256,700	292,800	345,700			
	13	176,600	258,000	294,300	347,500			
	14	178,100	259,200	295,800	349,500			
	15	179,600	260,400	297,200	351,400			
	16	181,200	261,600	298,600	353,300			
	17	182,300	262,800	300,100	355,000			
	18	183,700	264,100	302,100	357,000			
	19	185,100	265,400	304,100	358,800			
	20	186,500	266,700	305,900	360,700			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	187,800	268,100	307,400	362,600			
	22	190,100	269,600	309,300	364,500			
	23	192,300	271,200	311,200	366,400			
	24	194,500	272,700	313,000	368,300			
	25	196,700	274,300	314,700	370,200			
	26	198,400	276,000	316,700	372,100			
	27	199,900	277,600	318,700	374,000			
	28	201,400	279,200	320,500	375,900			
	29	202,900	280,800	322,200	377,400			
	30	204,300	282,300	324,200	379,200			
	31	205,700	283,800	325,900	381,000			
	32	207,100	285,300	327,900	382,600			
	33	208,500	286,400	329,100	384,300			
	34	210,200	288,000	331,100	385,700			
	35	211,900	289,500	332,900	387,100			
	36	213,400	291,000	334,900	388,500			
	37	214,900	292,400	336,700	389,900			
	38	216,700	294,000	338,600	391,100			
	39	218,400	295,600	340,500	392,300			
	40	220,100	297,200	342,400	393,300			
	41	221,600	298,700	344,100	394,400			
	42	223,100	300,300	345,900	395,600			
	43	224,600	301,800	347,700	396,700			
	44	226,100	303,300	349,500	397,800			
	45	227,300	304,900	351,000	398,500			
	46	228,700	306,500	352,400	399,200			
	47	230,100	308,100	353,800	399,900			
	48	231,500	309,600	355,300	400,600			

49	232,900	310,500	356,800	401,200
50	234,500	312,000	358,200	401,800
51	236,000	313,500	359,600	402,300
52	237,400	315,100	361,100	402,700
53	238,600	316,700	362,300	403,100
54	240,200	318,300	363,300	403,400
55	241,700	319,800	364,400	403,700
56	243,100	321,300	365,600	404,000
57	244,100	322,700	366,500	404,300
58	245,600	323,900	367,500	404,600
59	246,900	325,000	368,500	404,900
60	248,100	326,100	369,400	405,200
61	249,200	326,800	370,400	405,500
62	250,200	327,700	371,300	405,800
63	251,100	328,500	372,200	406,100
64	252,000	329,300	373,100	406,400
65	252,900	330,100	373,900	406,700
66	253,800	330,500	374,600	407,000
67	254,600	331,100	375,400	407,300
68	255,400	331,800	376,200	407,600
69	256,100	332,600	376,800	407,800
70	257,200	333,300	377,500	408,100
71	258,400	334,000	378,200	408,400
72	259,500	334,600	378,900	408,600
73	260,700	335,100	379,400	408,800
74	261,900	335,700	380,100	409,100
75	263,000	336,200	380,700	409,400
76	264,100	336,800	381,300	409,600
77	265,200	337,100	381,700	409,800
78	266,300	337,600	382,300	410,100
79	267,400	338,000	382,900	410,400
80	268,400	338,400	383,500	410,600
81	269,400	338,800	383,900	410,800
82	270,400	339,300	384,400	411,100
83	271,400	339,800	384,900	411,400
84	272,300	340,300	385,500	411,600
85	273,200	340,600	385,800	411,800
86	274,100	341,000	386,200	
87	275,000	341,500	386,600	
88	275,900	341,900	387,000	
89	276,800	342,200	387,300	
90	277,700	342,600	387,600	
91	278,600	343,100	387,900	
92	279,500	343,500	388,200	
93	280,500	343,700	388,400	
94		344,100	388,700	
95		344,600	389,000	
96		345,000	389,200	
97		345,200	389,400	
98		345,600	389,600	
99		346,000	389,800	
100		346,300	390,000	
101		346,600	390,200	
102		347,000	390,400	
103		347,400	390,600	
104		347,800	390,800	

	105		348,300	391,000				
	106		348,700					
	107		349,100					
	108		349,500					
	109		350,000					
	110		350,400					
	111		350,700					
	112		351,000					
	113		351,500					
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		216,700	256,700	288,500	316,700	358,500	391,700	442,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第3項に規定する職員を除く。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	204,600	228,400	265,800	303,000	327,000	352,300	385,100	425,500
	2	190,400	206,300	230,400	267,300	304,800	329,100	354,500	387,300	427,300
	3	192,300	208,100	232,200	268,700	306,500	331,100	356,700	389,200	429,200
	4	194,000	209,900	234,000	270,100	308,300	333,100	358,600	391,100	431,100
	5	195,500	211,800	236,000	271,600	309,800	335,100	360,500	392,800	432,500
	6	197,300	213,900	237,500	272,900	311,600	336,600	362,500	394,800	434,100
	7	199,100	216,200	239,000	274,100	313,500	338,100	364,500	396,600	435,700
	8	201,000	218,400	240,600	275,300	315,400	339,600	366,300	398,400	437,200
	9	202,600	220,300	242,500	276,300	317,000	341,100	368,000	400,100	438,600
	10	204,300	222,400	244,100	277,500	319,000	343,300	370,000	402,000	440,300
	11	206,000	224,500	245,800	278,700	321,000	345,500	372,000	404,000	441,900
	12	207,700	226,300	247,300	279,800	323,000	347,500	374,000	406,000	443,300
	13	209,400	228,100	249,000	280,900	324,900	349,300	375,800	407,600	444,200
	14	211,400	229,900	250,900	282,200	326,500	351,300	377,800	409,700	445,800
	15	213,500	231,600	252,700	283,200	328,000	353,200	379,800	411,700	447,600
	16	215,500	233,200	254,500	284,200	329,500	355,100	381,800	413,800	449,400
	17	217,600	235,100	255,800	284,900	331,000	357,000	383,400	415,500	450,900
	18	219,400	236,500	257,300	286,300	333,200	359,000	385,400	417,100	452,700
	19	221,300	237,900	258,800	287,600	335,300	360,900	387,300	418,700	454,500
	20	223,200	239,300	260,200	288,900	337,400	362,900	389,300	420,300	456,200
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	225,100	240,900	261,600	289,900	339,100	364,600	391,000	421,800	457,800
	22	226,900	242,400	262,400	290,900	340,900	366,500	393,100	423,400	459,500
	23	228,500	244,000	263,200	292,100	342,700	368,300	395,100	424,800	461,100
	24	230,000	245,600	264,100	293,200	344,500	370,200	397,100	426,200	462,900
	25	231,900	247,200	265,000	294,100	346,400	371,900	398,600	427,300	464,400
	26	233,300	248,800	266,100	295,600	348,400	373,900	400,600	428,700	465,800
	27	234,600	250,400	267,200	297,200	350,300	375,900	402,600	430,200	467,300
	28	236,000	251,900	268,100	298,700	352,100	377,900	404,700	431,700	468,600
	29	237,700	252,900	268,900	300,300	353,900	379,700	406,200	433,000	469,800
	30	239,400	254,400	269,900	302,000	356,000	381,800	408,000	434,700	470,500
	31	241,000	255,900	271,000	303,700	357,800	383,800	409,600	436,300	471,200
	32	242,500	257,300	271,900	305,400	359,700	385,800	411,300	437,900	471,900
	33	244,000	258,500	272,400	306,700	361,100	387,600	412,900	439,300	472,400
	34	245,700	259,500	273,600	308,300	363,100	389,700	414,400	441,000	473,200
	35	247,300	260,400	274,600	310,000	365,000	391,700	415,900	442,700	473,900
	36	248,900	261,300	275,600	311,600	367,000	393,600	417,300	444,300	474,500
	37	249,900	262,300	276,200	313,200	368,900	395,300	418,500	445,700	474,800
	38	251,400	263,500	277,100	314,600	371,000	396,700	420,000	446,400	475,400
	39	252,900	264,600	277,900	316,100	372,900	398,000	421,500	447,100	475,900
	40	254,300	265,400	278,700	317,600	374,900	399,300	422,900	447,800	476,400
	41	255,500	266,300	279,500	318,900	376,800	400,300	424,400	448,200	476,900
	42	256,400	267,300	280,500	320,400	378,900	401,400	425,700	448,800	477,300
	43	257,300	268,300	281,400	321,900	380,900	402,400	426,900	449,500	477,700
	44	258,100	269,100	282,200	323,400	382,900	403,400	428,100	450,100	478,100
	45	258,900	269,700	283,000	324,900	384,600	404,500	429,100	450,900	478,400
	46	259,900	270,800	284,200	326,600	386,300	405,700	429,800	451,600	
	47	260,800	271,700	285,400	328,300	387,900	406,800	430,600	452,100	
	48	261,400	272,800	286,700	329,900	389,500	407,900	431,400	452,600	

49	262,000	273,500	288,100	331,300	390,700	409,100	431,900	453,100
50	262,900	274,400	289,700	332,700	391,700	409,900	432,300	453,400
51	263,800	275,300	291,000	334,100	392,700	410,700	432,700	453,700
52	264,700	276,100	292,300	335,700	393,700	411,300	433,000	454,100
53	265,200	276,900	293,700	337,200	394,800	411,800	433,300	454,500
54	266,400	277,600	295,200	338,800	395,900	412,500	433,700	454,700
55	267,200	278,400	296,600	340,400	397,000	413,200	434,000	455,000
56	268,300	279,200	298,000	342,000	398,100	413,800	434,300	455,200
57	269,000	279,900	299,200	342,900	399,400	414,500	434,600	455,600
58	269,800	281,200	300,800	344,600	400,200	414,900	434,900	455,800
59	270,500	282,400	302,400	346,200	401,000	415,500	435,200	456,000
60	271,200	283,700	303,700	347,800	401,600	416,100	435,500	456,200
61	271,800	285,000	305,000	349,400	402,100	416,500	435,800	456,600
62	272,400	286,400	306,500	351,100	402,800	417,100	436,100	
63	273,000	287,600	307,900	352,700	403,500	417,600	436,400	
64	273,600	289,000	309,200	354,400	404,200	418,100	436,700	
65	274,300	290,300	310,500	355,900	404,500	418,600	437,000	
66	275,300	291,400	312,100	357,500	405,200	419,200	437,300	
67	276,300	292,500	313,500	359,000	405,900	419,600	437,600	
68	277,100	293,600	314,900	360,500	406,400	420,100	437,900	
69	278,000	295,000	316,200	361,700	406,800	420,500	438,100	
70	279,200	296,400	317,600	363,100	407,300	420,800	438,400	
71	280,300	297,700	318,900	364,400	407,900	421,100	438,700	
72	281,500	298,800	320,300	365,800	408,400	421,400	438,900	
73	282,500	299,900	321,000	366,900	408,900	421,700	439,100	
74	283,500	301,000	322,500	368,100	409,300	422,000	439,400	
75	284,500	302,100	324,000	369,300	409,800	422,300	439,700	
76	285,500	303,200	325,700	370,500	410,300	422,600	440,000	
77	286,500	304,100	327,500	371,800	410,800	422,800	440,200	
78	287,600	305,500	329,200	373,000	411,300	423,100	440,500	
79	288,600	306,700	330,800	374,200	411,900	423,400	440,800	
80	289,200	308,000	332,400	375,300	412,400	423,600	441,100	
81	290,100	309,200	334,000	376,400	412,800	423,800	441,300	
82	291,100	310,600	335,600	377,600	413,400	424,100	441,600	
83	292,000	311,700	337,200	378,700	413,900	424,400	441,900	
84	292,800	313,000	338,800	379,900	414,100	424,600	442,200	
85	293,900	313,900	340,200	381,000	414,400	424,800	442,400	
86	295,000	315,200	341,700	381,600	414,900	425,100		
87	295,900	316,500	343,200	382,100	415,200	425,400		
88	296,900	318,000	344,600	382,600	415,500	425,600		
89	297,900	319,500	345,900	383,200	415,800	425,800		
90	299,000	321,000	347,100	383,800	416,200	426,100		
91	300,100	322,400	348,300	384,400	416,600	426,400		
92	301,200	323,900	349,600	385,000	417,000	426,600		
93	301,700	325,100	350,900	385,300	417,300	426,800		
94	302,800	326,400	352,400	385,800				
95	303,900	327,700	353,900	386,400				
96	305,200	329,000	355,300	386,900				
97	306,300	330,200	356,600	387,300				
98	307,500	331,500	357,800	387,700				
99	308,700	332,700	358,900	388,300				
100	309,900	333,900	360,100	388,800				
101	311,000	335,300	361,200	389,200				
102	312,000	336,200	362,300	389,700				
103	313,000	337,200	363,400	390,300				
104	314,000	338,300	364,500	390,800				

105	314,800	339,400	365,700	391,100						
106	315,400	340,500	366,200	391,500						
107	316,000	341,500	366,800	392,000						
108	316,600	342,500	367,400	392,300						
109	317,100	343,700	368,000	392,600						
110	317,600	344,700	368,500	393,100						
111	318,000	345,700	369,000	393,600						
112	318,500	346,600	369,500	394,100						
113	319,300	347,500	369,900	394,400						
114	320,000	348,400	370,300	394,900						
115	320,700	349,400	370,900	395,400						
116	321,300	350,400	371,400	395,900						
117	321,900	351,400	371,800	396,200						
118	322,700	351,800	372,300	396,700						
119	323,400	352,400	372,900	397,200						
120	324,200	353,000	373,400	397,700						
121	324,800	353,300	373,600	398,100						
122	325,100	353,700	374,100	398,600						
123	325,600	354,200	374,600	399,000						
124	326,100	354,600	375,000	399,500						
125	326,400	355,000	375,500	399,900						
126		355,400	376,000							
127		355,900	376,500							
128		356,300	377,000							
129		356,700	377,300							
130		357,100	377,800							
131		357,500	378,300							
132		357,900	378,800							
133		358,100	379,100							
134		358,600	379,600							
135		359,000	380,000							
136		359,300	380,400							
137		359,600	380,700							
138		360,000	381,200							
139		360,500	381,700							
140		361,000	382,200							
141		361,300	382,500							
142		361,800								
143		362,300								
144		362,800								
145		363,100								
定年前任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	243,000	254,700	258,800	290,100	306,700	320,800	344,400	379,700	411,400	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表 3

教育職給料表

ロ 教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	220,200	275,400	338,100	419,200
	2	179,200	221,900	277,700	340,100	421,000
	3	180,800	223,400	280,000	342,100	422,800
	4	182,300	224,900	282,100	344,100	424,400
	5	184,000	226,600	284,300	346,100	425,900
	6	185,800	227,900	286,500	347,700	427,400
	7	187,600	229,100	288,700	349,300	429,200
	8	189,500	230,400	290,800	350,800	431,000
	9	191,200	232,100	292,900	352,300	432,700
	10	193,300	233,800	295,200	354,300	434,500
	11	195,300	235,500	297,500	356,300	436,400
	12	197,300	237,100	299,600	358,200	438,200
	13	199,300	238,600	301,800	360,100	439,900
	14	201,400	240,600	303,600	362,000	441,800
	15	203,500	242,500	305,400	363,800	443,600
	16	205,600	244,400	307,100	365,400	445,500
	17	207,800	246,100	308,700	367,000	447,200
	18	209,900	248,500	310,900	368,800	449,000
	19	212,100	250,900	313,000	370,600	450,800
	20	214,000	253,300	315,300	372,400	452,600
	21	216,200	255,700	317,300	374,000	454,200
	22	217,800	258,100	319,500	375,900	455,900
	23	219,300	260,400	321,700	377,600	457,800
	24	220,800	262,600	324,000	379,300	459,500
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	222,300	264,800	326,200	380,600	461,200
	26	223,500	267,000	328,400	382,400	462,800
	27	224,700	269,400	330,500	384,200	464,400
	28	226,000	271,500	332,500	386,100	465,900
	29	227,300	273,800	334,500	387,900	467,400
	30	228,800	276,100	335,900	389,700	468,700
	31	230,400	278,300	337,300	391,600	470,000
	32	231,800	280,400	338,900	393,500	471,300
	33	233,200	282,500	340,400	395,100	472,500
	34	234,900	284,700	342,400	396,800	473,200
	35	236,700	286,800	344,500	398,400	473,900
	36	238,200	288,700	346,300	400,100	474,600
	37	239,600	290,800	348,200	401,300	475,200
	38	241,100	292,500	350,100	402,700	
	39	242,600	294,300	352,000	404,100	
	40	244,100	296,000	353,900	405,500	
	41	245,500	297,300	355,800	407,100	
	42	246,800	299,300	357,700	408,500	
	43	248,000	301,200	359,600	409,800	
	44	249,100	303,200	361,500	411,200	
	45	250,200	305,200	363,300	412,600	
	46	251,400	307,300	365,200	413,900	
	47	252,600	309,500	367,100	415,400	
	48	253,600	311,700	369,000	416,900	
	49	254,700	313,800	370,600	418,500	
	50	256,000	316,100	372,400	419,900	
	51	257,200	318,300	374,300	421,500	
	52	258,500	320,400	376,300	423,000	

53	259,600	322,500	378,100	424,700
54	260,800	324,000	379,900	426,200
55	262,100	325,500	381,600	427,800
56	263,100	327,000	383,200	429,400
57	264,200	328,700	384,700	430,900
58	264,900	330,700	386,300	432,400
59	265,900	332,700	387,900	433,600
60	266,900	334,600	389,500	434,800
61	267,800	336,400	390,700	436,000
62	268,600	338,400	392,100	437,300
63	269,400	340,400	393,500	438,600
64	270,200	342,300	394,800	439,800
65	271,300	344,000	396,000	441,000
66	272,600	346,000	397,200	442,200
67	273,900	348,000	398,500	443,400
68	275,200	350,000	399,800	444,600
69	276,400	351,800	401,100	445,800
70	277,600	353,700	402,400	447,000
71	278,800	355,600	403,800	448,200
72	280,000	357,500	405,000	449,400
73	281,000	359,100	406,200	450,500
74	282,000	361,000	407,600	451,100
75	283,000	362,800	409,000	451,600
76	283,900	364,700	410,300	452,100
77	284,800	366,500	411,500	452,600
78	285,700	368,200	412,700	
79	286,600	369,800	414,000	
80	287,500	371,400	415,400	
81	288,300	372,800	416,700	
82	289,400	374,300	417,900	
83	290,400	375,700	418,900	
84	291,400	377,000	420,100	
85	292,400	378,100	421,300	
86	293,400	379,500	422,500	
87	294,400	380,900	423,700	
88	295,400	382,200	424,700	
89	296,500	383,400	425,800	
90	297,600	384,700	426,800	
91	298,700	385,800	427,800	
92	299,700	387,000	428,800	
93	300,200	388,200	429,700	
94	301,200	389,300	430,500	
95	302,300	390,500	431,300	
96	303,500	391,700	432,100	
97	304,500	393,100	432,900	
98	305,600	394,100	433,300	
99	306,600	395,100	433,700	
100	307,600	396,100	434,100	
101	308,400	397,000	434,500	
102	309,500	398,000	434,800	
103	310,500	399,100	435,100	
104	311,500	400,200	435,300	
105	312,100	400,900	435,600	
106	313,000	401,800	435,900	
107	313,800	402,700	436,200	
108	314,600	403,600	436,400	
109	315,300	404,400	436,600	
110	315,700	405,300	436,900	
111	316,100	406,100	437,200	
112	316,600	406,900	437,400	

113	317,100	407,500	437,600		
114	317,500	408,200	437,900		
115	318,000	408,900	438,200		
116	318,400	409,600	438,400		
117	318,900	410,200	438,600		
118	319,400	410,700			
119	319,800	411,100			
120	320,300	411,500			
121	320,800	411,800			
122	321,200	412,100			
123	321,700	412,400			
124	322,200	412,600			
125	322,800	412,800			
126	323,100	413,100			
127	323,400	413,400			
128	323,700	413,600			
129	323,900	413,800			
130	324,200	414,100			
131	324,500	414,400			
132	324,800	414,600			
133	325,000	414,800			
134	325,200	415,100			
135	325,400	415,400			
136	325,700	415,600			
137	326,000	415,800			
138	326,200	416,100			
139	326,500	416,400			
140	326,800	416,600			
141	327,000	416,800			
142	327,200	417,100			
143	327,500	417,400			
144	327,700	417,600			
145	328,000	417,800			
146	328,200				
147	328,500				
148	328,800				
149	329,000				
150	329,200				
151	329,500				
152	329,800				
153	330,000				
定年前任用 短時間勤務職員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	235,500	275,800	304,500	332,700	417,100

備考 1 この表は、高等学校及び高等部を置く特別支援学校その他高等学校に準じるもので人事委員会の指定するものに勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ハ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	193,900	275,400	303,700	409,000
	2	179,200	196,000	277,700	306,300	410,500
	3	180,800	198,100	280,000	309,100	412,000
	4	182,300	200,300	282,100	311,500	413,400
	5	184,000	202,400	284,300	313,800	414,700
	6	185,800	204,500	286,500	315,900	416,100
	7	187,600	206,600	288,700	318,000	417,500
	8	189,500	208,700	290,800	320,100	418,900
	9	191,200	210,900	292,900	322,100	420,300
	10	193,300	213,300	295,200	324,300	421,700
	11	195,300	215,600	297,500	326,600	423,100
	12	197,300	217,800	299,600	328,900	424,400
	13	199,300	220,200	301,800	331,100	425,700
	14	201,400	221,900	303,600	332,900	427,100
	15	203,500	223,400	305,400	334,700	428,500
	16	205,600	224,900	307,100	336,400	429,900
	17	207,800	226,600	308,700	338,100	431,100
	18	209,900	227,900	310,900	340,100	432,400
	19	212,100	229,100	313,000	342,100	433,600
	20	214,000	230,400	315,300	344,100	434,900
	21	216,200	232,100	317,300	346,100	436,000
	22	217,800	233,800	319,500	347,700	437,200
	23	219,300	235,500	321,700	349,300	438,500
	24	220,800	237,100	324,000	350,800	439,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25	222,300	238,600	326,200	352,300	441,100
	26	223,400	240,600	328,400	354,100	442,300
	27	224,500	242,500	330,500	355,800	443,300
	28	225,700	244,400	332,500	357,500	444,400
	29	227,200	246,100	334,500	359,100	445,600
	30	228,700	248,500	335,900	360,700	446,400
	31	230,200	250,900	337,300	362,300	447,200
	32	231,700	253,300	338,900	363,800	448,100
	33	233,000	255,700	340,400	365,100	449,000
	34	234,600	258,100	342,400	366,600	449,500
	35	236,300	260,400	344,500	368,100	450,000
	36	237,700	262,600	346,300	369,800	450,500
	37	239,000	264,800	348,100	371,500	451,000
	38	240,400	267,000	349,800	373,000	
	39	241,800	269,400	351,500	374,300	
	40	243,200	271,500	353,100	375,700	
	41	244,500	273,800	354,600	376,800	
	42	245,800	276,100	356,300	378,200	
	43	247,000	278,300	357,900	379,600	
	44	248,300	280,400	359,500	381,100	
	45	249,600	282,500	361,200	382,500	
	46	250,900	284,700	362,900	384,100	
	47	252,100	286,800	364,200	385,600	
	48	253,200	288,700	365,600	387,100	
	49	254,300	290,800	366,800	388,400	
	50	255,600	292,500	368,300	389,900	
	51	256,900	294,300	369,900	391,300	
	52	257,900	296,000	371,400	392,600	

53	259,000	297,300	372,800	393,800
54	260,400	299,300	374,300	395,100
55	261,400	301,200	375,800	396,200
56	262,400	303,200	377,200	397,300
57	263,400	305,200	378,600	398,500
58	264,400	307,300	380,000	399,700
59	265,400	309,500	381,300	400,900
60	266,400	311,700	382,600	402,100
61	267,300	313,800	383,500	403,200
62	268,000	316,100	384,700	404,200
63	268,700	318,300	385,800	405,500
64	269,300	320,400	386,900	406,700
65	270,000	322,500	387,700	407,900
66	271,200	324,000	388,800	409,000
67	272,300	325,500	389,800	410,100
68	273,400	327,000	390,800	411,200
69	274,700	328,700	391,900	412,200
70	276,100	330,700	392,900	413,400
71	277,300	332,700	394,000	414,600
72	278,500	334,600	395,100	415,800
73	279,300	336,400	396,100	416,400
74	280,200	338,400	397,200	417,200
75	281,200	340,300	398,300	417,900
76	282,200	342,200	399,300	418,400
77	283,100	343,900	400,200	418,700
78	284,100	345,700	401,100	419,100
79	285,200	347,400	402,100	419,500
80	286,000	349,100	403,100	419,900
81	286,800	350,900	403,900	420,200
82	287,600	352,600	404,700	420,600
83	288,400	354,000	405,400	421,000
84	289,200	355,600	406,200	421,300
85	290,100	356,800	406,900	421,600
86	290,900	358,400	407,700	422,000
87	291,600	359,900	408,400	422,400
88	292,400	361,400	409,100	422,700
89	293,300	362,700	409,700	423,000
90	294,200	364,000	410,400	423,300
91	295,100	365,300	410,900	423,600
92	295,800	366,700	411,600	423,800
93	296,100	368,100	412,000	424,000
94	296,800	369,400	412,400	
95	297,500	370,600	412,700	
96	298,200	371,700	413,000	
97	298,900	372,700	413,200	
98	299,700	373,700	413,500	
99	300,500	374,700	413,800	
100	301,200	375,600	414,000	
101	301,900	376,400	414,200	
102	302,300	377,400	414,500	
103	302,700	378,300	414,800	
104	303,100	379,200	415,000	
105	303,300	380,000	415,200	
106	303,600	380,900	415,500	
107	303,900	381,800	415,800	
108	304,100	382,700	416,000	
109	304,300	383,500	416,200	
110	304,500	384,500	416,500	
111	304,800	385,400	416,800	
112	305,100	386,300	417,000	

113	305,300	386,900	417,200		
114	305,500	387,800	417,500		
115	305,700	388,700	417,800		
116	306,000	389,600	418,000		
117	306,300	390,400	418,200		
118	306,500	391,100			
119	306,800	391,900			
120	307,100	392,700			
121	307,300	393,300			
122	307,500	394,100			
123	307,700	394,800			
124	308,000	395,500			
125	308,300	396,100			
126		396,800			
127		397,300			
128		397,900			
129		398,600			
130		399,200			
131		399,700			
132		400,200			
133		400,500			
134		400,800			
135		401,100			
136		401,400			
137		401,700			
138		402,000			
139		402,300			
140		402,600			
141		402,900			
142		403,200			
143		403,500			
144		403,800			
145		404,000			
146		404,300			
147		404,600			
148		404,800			
149		405,000			
150		405,300			
151		405,600			
152		405,800			
153		406,000			
154		406,300			
155		406,600			
156		406,800			
157		407,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	226,700	272,600	299,600	326,000	407,100

- 備考 1 この表は、中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける中学校に勤務する職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,000	210,600	292,100	339,400	392,000
	2	164,100	213,700	294,500	341,500	394,800
	3	165,300	216,400	296,800	343,400	397,400
	4	166,400	218,900	299,100	345,100	400,100
	5	167,500	221,400	301,200	346,800	402,200
	6	168,800	223,100	303,100	348,300	404,900
	7	170,100	224,800	304,900	349,700	407,600
	8	171,400	226,700	306,600	350,900	410,300
	9	172,500	228,600	308,300	352,400	412,800
	10	174,100	230,800	310,600	354,300	415,400
	11	175,700	233,200	312,800	356,300	418,100
	12	177,400	235,200	315,200	358,000	420,700
	13	178,800	237,200	317,000	359,800	423,300
	14	180,700	239,600	319,300	361,600	426,000
	15	182,600	242,100	321,700	363,200	428,800
	16	184,600	244,400	324,000	364,700	431,500
	17	186,300	246,600	326,200	366,200	434,000
	18	188,400	249,000	328,400	368,100	436,500
	19	190,600	251,600	330,300	369,800	439,000
	20	192,600	254,100	332,200	371,700	441,400
	21	194,600	256,500	334,200	373,200	443,800
	22	196,600	258,800	335,600	375,100	446,400
	23	198,600	261,000	336,800	376,800	449,000
	24	200,400	263,200	338,200	378,500	451,300
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	202,200	265,500	339,800	379,900	453,500
	26	204,400	267,800	341,500	381,600	455,800
	27	206,500	270,000	343,300	383,500	458,300
	28	208,600	272,100	344,900	385,400	460,700
	29	210,700	274,400	346,500	387,100	463,200
	30	211,800	276,500	348,100	388,900	465,700
	31	213,100	278,400	349,500	390,800	468,200
	32	214,400	280,200	350,800	392,600	470,600
	33	216,100	281,900	352,000	394,100	472,900
	34	217,800	283,900	353,400	395,900	475,300
	35	219,600	285,900	354,700	397,500	477,700
	36	221,200	287,700	356,000	399,200	480,200
	37	222,700	289,400	357,200	400,400	482,600
	38	224,600	290,500	358,400	401,800	485,100
	39	226,500	291,600	359,600	403,200	487,500
	40	228,200	292,700	360,800	404,600	490,000
	41	229,900	293,700	361,500	405,900	492,300
	42	231,500	294,400	362,600	407,200	494,500
	43	233,200	294,900	363,800	408,700	496,700
	44	234,700	295,400	364,900	410,200	498,900
	45	236,200	295,900	366,000	411,400	500,500
	46	237,700	296,800	367,200	412,600	502,000
	47	239,200	297,800	368,400	414,200	503,600
	48	240,600	298,700	369,500	415,700	505,100
	49	242,000	299,700	370,500	417,000	506,800
	50	243,700	300,700	371,800	418,400	508,200
	51	245,300	301,600	373,100	419,800	509,600
	52	246,700	302,500	374,300	421,200	511,100

53	247,900	303,500	375,000	422,600	512,200
54	249,500	304,400	376,000	424,000	513,400
55	251,100	305,200	376,900	425,400	514,600
56	252,500	306,000	377,700	426,800	515,800
57	253,700	306,400	378,400	427,900	516,700
58	254,900	307,100	379,100	429,200	517,700
59	255,800	308,000	379,800	430,600	518,700
60	256,700	308,700	380,500	431,900	519,700
61	257,600	309,400	381,100	432,700	520,800
62	258,400	310,400	381,800	433,600	521,700
63	259,200	311,300	382,600	434,600	522,400
64	260,000	312,200	383,400	435,500	523,100
65	260,800	313,000	384,000	436,400	523,900
66	261,600	313,900	384,800	437,200	524,700
67	262,300	314,800	385,500	437,800	525,500
68	262,900	315,700	386,200	438,600	526,300
69	263,500	316,600	386,800	439,000	527,000
70	264,500	317,600	387,500	439,600	527,800
71	265,700	318,600	388,200	440,100	528,600
72	266,700	319,600	388,900	440,600	529,400
73	267,900	320,100	389,600	441,100	530,100
74	269,100	321,100	390,200		
75	270,100	322,200	390,800		
76	271,100	323,200	391,500		
77	272,100	324,300	392,200		
78	273,100	325,300	392,800		
79	274,100	326,200	393,400		
80	275,000	327,100	394,000		
81	276,000	328,000	394,600		
82	277,100	328,800	395,200		
83	278,200	329,500	395,800		
84	279,100	330,100	396,400		
85	280,000	330,600	396,900		
86	280,900	331,100	397,400		
87	281,800	331,600	397,900		
88	282,500	332,000	398,600		
89	283,300	332,300	399,000		
90	284,400	332,800			
91	285,400	333,300			
92	286,400	333,700			
93	287,300	334,000			
94	288,200	334,400			
95	289,200	334,800			
96	290,100	335,200			
97	290,400	335,700			
98	291,300	336,200			
99	292,000	336,700			
100	292,900	337,200			
101	293,800	337,700			
102	294,400	338,200			
103	295,100	338,700			
104	295,800	339,200			
105	296,300	339,600			
106	296,800	340,000			
107	297,300	340,500			
108	297,700	340,900			
109	297,900	341,400			
110	298,300	341,800			
111	298,600	342,300			
112	298,800	342,700			

	113	299,100	343,200			
	114	299,400	343,600			
	115	299,700	344,100			
	116	300,000	344,500			
	117	300,300	345,000			
	118	300,600	345,400			
	119	300,800	345,800			
	120	301,100	346,200			
	121	301,400	346,600			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円
		219,000	260,200	285,000	327,500	386,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 5

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	265,200	347,100	407,400	475,200
	2	267,700	350,100	410,100	477,500
	3	270,100	352,900	412,600	479,700
	4	272,500	355,800	415,200	482,000
	5	274,600	358,300	417,600	484,200
	6	278,100	361,300	419,600	486,300
	7	281,600	364,300	421,400	488,500
	8	285,000	367,100	423,300	490,500
	9	288,600	369,200	425,100	492,400
	10	292,100	371,700	427,800	494,500
	11	295,700	374,400	430,300	496,600
	12	299,200	376,900	432,700	498,700
	13	302,700	379,600	434,900	500,800
	14	306,600	383,000	437,400	502,700
	15	310,500	386,000	439,400	504,800
	16	314,100	389,300	441,500	506,900
	17	317,700	392,300	443,500	508,800
	18	321,200	394,900	445,700	510,800
	19	324,700	397,300	447,900	512,800
	20	328,200	399,800	450,000	514,600
	21	331,800	402,400	451,400	516,400
	22	335,500	404,400	453,800	518,200
	23	338,900	406,000	456,100	520,000
	24	342,200	407,600	458,300	521,800
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	25	345,500	409,300	460,300	523,400
	26	348,000	411,500	462,600	525,200
	27	350,500	413,600	464,800	527,000
	28	352,800	415,600	467,100	528,800
	29	354,900	417,700	469,200	530,400
	30	356,600	419,800	471,400	532,200
	31	358,300	421,400	473,700	534,000
	32	360,100	423,100	475,800	535,800
	33	362,000	425,000	477,600	537,400
	34	364,200	426,500	479,700	539,200
	35	366,300	428,300	481,800	540,900
	36	368,300	430,100	483,800	542,600
	37	370,200	432,000	485,900	544,200
	38	372,400	434,000	487,600	545,800
	39	374,500	435,800	489,400	547,200
	40	376,500	437,700	491,200	548,800
	41	378,500	439,500	492,800	550,300
	42	379,200	441,200	494,600	551,700
	43	379,800	442,900	496,400	553,100
	44	380,500	444,700	498,000	554,400
	45	381,400	446,500	499,400	555,600
	46	382,700	448,300	501,100	556,600
	47	384,000	450,000	502,900	557,600
	48	385,300	451,700	504,600	558,600
	49	386,100	453,300	506,100	559,600
	50	386,900	455,000	507,400	560,500
	51	387,700	456,700	508,700	561,400
	52	388,200	458,400	510,000	562,300

53	389,000	460,300	511,000	563,100
54	389,800	461,500	512,300	564,000
55	390,500	462,700	513,600	564,900
56	391,200	463,900	514,900	565,800
57	391,900	464,900	515,900	566,700
58	392,800	465,900	516,700	567,600
59	393,500	466,800	517,500	568,500
60	394,100	467,600	518,300	569,200
61	394,600	468,400	519,200	570,100
62	395,100	469,100	520,000	571,000
63	395,500	469,800	520,900	571,900
64	395,900	470,400	521,700	572,800
65	396,200	471,100	522,600	573,700
66		471,800	523,500	
67		472,400	524,200	
68		473,000	525,100	
69		473,300	526,000	
70		473,900	526,800	
71		474,600	527,700	
72		475,300	528,600	
73		475,700	529,400	
74		476,300	530,300	
75		477,000	531,200	
76		477,700	531,900	
77		478,100	532,700	
78		478,700	533,600	
79		479,300	534,500	
80		479,800	535,400	
81		480,400	536,200	
82		480,900	537,100	
83		481,400	538,000	
84		481,900	538,900	
85		482,300	539,700	
86		482,900	540,600	
87		483,300	541,500	
88		483,800	542,400	
89		484,300	543,200	
90		484,900		
91		485,500		
92		485,900		
93		486,400		
94		487,000		
95		487,600		
96		488,100		
97		488,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円
	297,800	340,200	394,800	467,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	167,700	236,600	289,900	330,900	373,900
	2	169,100	237,900	291,700	332,900	376,500
	3	170,500	239,200	293,700	334,800	379,100
	4	171,900	240,400	295,600	336,700	381,700
	5	173,200	241,600	297,400	338,500	384,000
	6	175,000	242,800	299,300	340,500	386,700
	7	176,700	243,900	301,100	342,500	389,300
	8	178,300	245,000	303,000	344,500	392,000
	9	179,900	245,900	304,500	346,300	394,100
	10	181,600	247,000	306,100	348,400	396,300
	11	183,200	248,300	307,600	350,400	398,500
	12	185,100	249,400	309,200	352,400	400,700
	13	186,500	250,700	310,800	353,900	402,700
	14	188,300	251,900	312,700	355,900	404,700
	15	190,300	253,100	314,700	357,800	406,700
	16	192,100	254,300	316,500	359,800	408,700
	17	194,000	255,100	318,200	361,600	410,500
	18	195,200	256,300	320,100	363,600	412,400
	19	196,700	257,400	322,000	365,600	414,300
	20	198,100	258,500	323,700	367,500	416,100
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	21	199,300	259,700	325,500	369,200	417,900
	22	201,800	260,500	327,400	371,200	419,500
	23	204,200	261,300	328,900	373,200	421,100
	24	206,700	262,100	330,800	375,200	422,600
	25	209,300	263,000	332,500	376,600	424,100
	26	210,500	264,100	334,400	378,400	425,400
	27	211,700	265,400	336,200	380,200	426,700
	28	212,900	266,700	338,000	381,900	428,000
	29	214,300	268,100	339,200	383,600	429,300
	30	215,800	269,600	341,000	385,100	430,500
	31	217,300	271,200	342,700	386,600	431,700
	32	218,800	272,700	344,500	388,100	432,800
	33	220,200	274,500	346,000	389,400	434,000
	34	221,700	276,400	347,800	390,700	435,200
	35	223,200	278,200	349,600	392,000	436,400
	36	224,700	280,000	351,400	393,100	437,600
	37	226,000	282,000	353,000	394,200	438,900
	38	227,300	283,600	354,700	395,300	439,700
	39	228,700	285,200	356,300	396,400	440,100
	40	230,000	286,800	357,900	397,500	440,800
	41	231,100	288,400	359,100	398,300	441,300
	42	232,200	289,900	360,100	399,100	441,700
	43	233,300	291,400	361,200	399,900	442,100
	44	234,400	293,000	362,300	400,700	442,500
	45	235,500	294,300	363,200	401,100	442,900
	46	236,700	295,800	363,900	401,700	443,300
	47	237,900	297,300	364,800	402,200	443,700
	48	239,000	298,800	365,800	402,600	444,000

49	240,000	300,300	366,700	403,000	444,300
50	241,300	301,900	367,600	403,300	444,700
51	242,700	303,500	368,500	403,600	445,000
52	243,900	305,100	369,400	403,900	445,300
53	244,900	306,400	370,100	404,200	445,600
54	246,200	308,000	370,800	404,500	
55	247,100	309,500	371,600	404,800	
56	248,300	311,000	372,400	405,100	
57	249,500	312,600	372,800	405,400	
58	250,600	314,200	373,400	405,700	
59	251,600	315,800	374,100	406,000	
60	252,600	317,300	374,800	406,400	
61	253,500	318,200	375,100	406,600	
62	254,300	319,600	375,700	406,900	
63	255,100	321,100	376,300	407,200	
64	255,900	322,700	376,700	407,500	
65	256,700	324,100	377,000	407,700	
66	257,900	325,400	377,400		
67	259,100	326,600	378,000		
68	260,200	327,800	378,500		
69	261,500	328,800	378,800		
70	262,800	329,800	379,200		
71	263,900	330,800	379,600		
72	264,900	331,700	380,000		
73	265,900	332,200	380,500		
74	267,000	333,100	380,900		
75	268,100	333,900	381,400		
76	269,200	334,800	381,900		
77	269,900	335,500	382,300		
78	271,000	335,800	382,800		
79	272,100	336,300	383,300		
80	273,000	336,900	383,800		
81	273,800	337,500	384,100		
82	274,800	338,200	384,600		
83	275,700	338,900	385,000		
84	276,600	339,500	385,400		
85	277,400	340,200	385,800		
86	278,400	340,700	386,300		
87	279,300	341,300	386,700		
88	280,200	341,900	387,100		
89	281,100	342,200	387,400		
90	282,100	342,800	387,900		
91	283,200	343,300	388,200		
92	284,200	343,800	388,600		
93	284,800	344,300	388,900		
94	285,300	344,800	389,400		
95	285,800	345,300	389,700		
96	286,600	345,700	390,100		
97	287,400	346,000	390,400		
98	288,000	346,300			
99	288,600	346,700			
100	289,100	347,000			
101	289,600	347,500			
102	290,100	347,800			
103	290,500	348,100			
104	290,800	348,400			

105	291,000	348,800			
106	291,200	349,100			
107	291,400	349,500			
108	291,600	349,800			
109	292,000	350,200			
110	292,200	350,500			
111	292,400	350,800			
112	292,600	351,100			
113	293,000	351,400			
114	293,200	351,800			
115	293,400	352,200			
116	293,700	352,600			
117	294,000	353,100			
118	294,200	353,500			
119	294,400	353,900			
120	294,700	354,300			
121	295,000	354,800			
122	295,200				
123	295,400				
124	295,700				
125	296,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	216,800	258,400	281,000	324,400	366,700

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	184,000	254,100	296,300	333,300	376,600
	2	185,400	255,500	297,800	335,300	379,200
	3	186,900	257,000	299,400	337,300	381,900
	4	188,300	258,400	301,000	339,300	384,500
	5	189,800	259,600	302,300	341,300	386,700
	6	191,300	260,400	303,900	343,400	388,900
	7	192,800	261,200	305,500	345,400	391,200
	8	194,300	261,900	307,100	347,400	393,500
	9	195,600	262,600	308,400	348,900	395,400
	10	197,200	263,300	309,800	350,900	397,500
	11	198,800	264,100	311,000	352,800	399,700
	12	200,400	264,800	312,300	354,800	401,900
	13	202,100	265,600	313,400	356,700	403,800
	14	204,400	266,500	315,000	358,700	405,800
	15	206,800	267,300	316,600	360,700	407,900
	16	209,100	268,200	318,200	362,700	409,900
	17	211,500	268,700	319,600	364,600	411,900
	18	213,400	269,700	321,100	366,600	414,100
	19	215,400	270,600	322,600	368,700	416,300
	20	217,300	271,500	323,900	370,700	418,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	21	219,300	272,100	325,300	372,400	420,300
	22	221,100	273,100	326,700	374,500	422,200
	23	222,900	273,900	327,900	376,600	424,000
	24	224,600	274,900	329,300	378,600	425,900
	25	226,300	275,900	330,700	380,500	427,600
	26	227,700	276,600	332,100	382,100	429,200
	27	229,000	277,600	333,400	383,900	430,900
	28	229,900	278,600	334,800	385,700	432,500
	29	231,300	279,600	335,800	387,400	433,800
	30	232,300	280,600	337,300	389,100	435,100
	31	233,300	281,600	338,700	391,000	436,700
	32	234,200	282,600	340,200	392,700	438,200
	33	235,300	283,700	341,500	394,400	439,900
	34	236,700	284,800	343,000	396,100	441,500
	35	238,100	285,900	344,500	397,900	442,900
	36	239,200	287,100	346,000	399,600	444,300
	37	240,300	288,500	347,600	401,200	445,400
	38	241,900	290,000	349,200	402,900	446,700
	39	243,600	291,300	350,700	404,700	448,000
	40	245,000	292,600	352,200	406,500	449,400
	41	246,200	293,800	353,400	408,000	450,400
	42	247,500	295,300	354,900	409,500	451,100
	43	248,900	296,800	356,400	411,000	451,900
	44	250,200	298,400	357,800	412,300	452,500
	45	251,600	299,700	359,200	413,400	453,400
	46	252,600	301,100	360,200	414,500	454,100
	47	253,400	302,600	361,600	415,600	454,900
	48	254,100	304,200	362,900	416,800	455,700
	49	254,900	305,800	364,300	418,100	456,400
	50	255,800	307,200	365,700	419,200	457,100
	51	256,700	308,600	367,000	420,400	457,800
	52	257,400	310,000	368,400	421,500	458,600

53	258,100	311,300	369,800	422,700	459,400
54	259,000	312,600	370,900	423,700	460,200
55	259,900	314,000	371,900	424,800	460,900
56	260,800	315,400	373,000	425,900	461,600
57	261,200	316,900	374,000	427,000	462,400
58	262,000	318,300	374,700	427,500	
59	262,800	319,700	375,600	428,100	
60	263,500	321,000	376,400	428,500	
61	264,200	321,800	376,900	429,100	
62	264,900	323,200	377,600	429,600	
63	265,600	324,600	378,300	430,000	
64	266,300	326,100	378,900	430,500	
65	267,000	327,200	379,500	431,000	
66	267,800	328,500	380,000	431,400	
67	268,500	329,800	380,700	431,700	
68	269,400	331,100	381,300	432,000	
69	270,300	332,400	381,800	432,400	
70	271,400	333,700	382,300		
71	272,500	335,000	382,900		
72	273,700	336,300	383,400		
73	274,900	337,200	384,000		
74	276,300	338,500	384,400		
75	277,600	339,700	384,900		
76	278,900	341,000	385,300		
77	280,100	342,000	385,600		
78	281,300	342,900	386,100		
79	282,400	344,000	386,500		
80	283,500	345,200	386,700		
81	284,500	346,300	386,900		
82	285,700	347,500	387,300		
83	286,900	348,700	387,600		
84	287,900	349,700	387,800		
85	288,900	350,700	388,000		
86	290,300	351,700	388,400		
87	291,600	352,800	388,800		
88	292,800	353,900	389,100		
89	293,800	354,700	389,300		
90	295,100	355,800	389,700		
91	296,300	356,900	390,100		
92	297,500	357,900	390,500		
93	298,800	358,600	390,800		
94	300,000	359,400	391,200		
95	301,200	360,200	391,600		
96	302,400	360,900	392,000		
97	302,900	361,500	392,300		
98	304,100	362,000			
99	305,200	362,600			
100	306,300	363,100			
101	307,400	363,700			
102	308,600	364,200			
103	309,800	364,800			
104	310,900	365,300			
105	312,000	365,700			
106	313,200	366,100			
107	314,400	366,700			
108	315,500	367,200			
109	316,300	367,500			
110	317,000	368,000			
111	317,700	368,400			
112	318,300	368,700			

113	318,800	369,300			
114	319,100	369,800			
115	319,700	370,300			
116	320,300	370,800			
117	320,700	371,400			
118	321,300	371,900			
119	321,900	372,400			
120	322,400	372,800			
121	322,800	373,400			
122	323,300	373,900			
123	323,800	374,400			
124	324,300	374,900			
125	324,700	375,500			
126	325,100	375,900			
127	325,400	376,400			
128	325,700	376,900			
129	326,000	377,500			
130	326,400				
131	326,800				
132	327,100				
133	327,300				
134	327,600				
135	328,000				
136	328,200				
137	328,400				
138	328,700				
139	329,000				
140	329,300				
141	329,500				
142	329,800				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,600				
146	330,800				
147	331,200				
148	331,400				
149	331,700				
150	332,100				
151	332,500				
152	332,900				
153	333,200				
154	333,600				
155	334,000				
156	334,400				
157	334,700				
158	335,100				
159	335,400				
160	335,800				
161	336,100				
162	336,500				
163	336,900				
164	337,300				
165	337,600				
166	338,000				
167	338,400				
168	338,800				
169	339,100				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	256,900	274,300	287,900	327,800	372,300

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表 6

教育職給料表(イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,700	193,900	275,400	303,700	409,000
	2	179,200	196,000	277,700	306,300	410,500
	3	180,800	198,100	280,000	309,100	412,000
	4	182,300	200,300	282,100	311,500	413,400
	5	184,000	202,400	284,300	313,800	414,700
	6	185,800	204,500	286,500	315,900	416,100
	7	187,600	206,600	288,700	318,000	417,500
	8	189,500	208,700	290,800	320,100	418,900
	9	191,200	210,900	292,900	322,100	420,300
	10	193,300	213,300	295,200	324,300	421,700
	11	195,300	215,600	297,500	326,600	423,100
	12	197,300	217,800	299,600	328,900	424,400
	13	199,300	220,200	301,800	331,100	425,700
	14	201,400	221,900	303,600	332,900	427,100
	15	203,500	223,400	305,400	334,700	428,500
	16	205,600	224,900	307,100	336,400	429,900
	17	207,800	226,600	308,700	338,100	431,100
	18	209,900	227,900	310,900	340,100	432,400
	19	212,100	229,100	313,000	342,100	433,600
	20	214,000	230,400	315,300	344,100	434,900
	21	216,200	232,100	317,300	346,100	436,000
	22	217,800	233,800	319,500	347,700	437,200
	23	219,300	235,500	321,700	349,300	438,500
	24	220,800	237,100	324,000	350,800	439,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	25	222,300	238,600	326,200	352,300	441,100
	26	223,400	240,600	328,400	354,100	442,300
	27	224,500	242,500	330,500	355,800	443,300
	28	225,700	244,400	332,500	357,500	444,400
	29	227,200	246,100	334,500	359,100	445,600
	30	228,700	248,500	335,900	360,700	446,400
	31	230,200	250,900	337,300	362,300	447,200
	32	231,700	253,300	338,900	363,800	448,100
	33	233,000	255,700	340,400	365,100	449,000
	34	234,600	258,100	342,400	366,600	449,500
	35	236,300	260,400	344,500	368,100	450,000
	36	237,700	262,600	346,300	369,800	450,500
	37	239,000	264,800	348,100	371,500	451,000
	38	240,400	267,000	349,800	373,000	
	39	241,800	269,400	351,500	374,300	
	40	243,200	271,500	353,100	375,700	
	41	244,500	273,800	354,600	376,800	
	42	245,800	276,100	356,300	378,200	
	43	247,000	278,300	357,900	379,600	
	44	248,300	280,400	359,500	381,100	
	45	249,600	282,500	361,200	382,500	
	46	250,900	284,700	362,900	384,100	
	47	252,100	286,800	364,200	385,600	
	48	253,200	288,700	365,600	387,100	
	49	254,300	290,800	366,800	388,400	
	50	255,600	292,500	368,300	389,900	
	51	256,900	294,300	369,900	391,300	
	52	257,900	296,000	371,400	392,600	

53	259,000	297,300	372,800	393,800
54	260,400	299,300	374,300	395,100
55	261,400	301,200	375,800	396,200
56	262,400	303,200	377,200	397,300
57	263,400	305,200	378,600	398,500
58	264,400	307,300	380,000	399,700
59	265,400	309,500	381,300	400,900
60	266,400	311,700	382,600	402,100
61	267,300	313,800	383,500	403,200
62	268,000	316,100	384,700	404,200
63	268,700	318,300	385,800	405,500
64	269,300	320,400	386,900	406,700
65	270,000	322,500	387,700	407,900
66	271,200	324,000	388,800	409,000
67	272,300	325,500	389,800	410,100
68	273,400	327,000	390,800	411,200
69	274,700	328,700	391,900	412,200
70	276,100	330,700	392,900	413,400
71	277,300	332,700	394,000	414,600
72	278,500	334,600	395,100	415,800
73	279,300	336,400	396,100	416,400
74	280,200	338,400	397,200	417,200
75	281,200	340,300	398,300	417,900
76	282,200	342,200	399,300	418,400
77	283,100	343,900	400,200	418,700
78	284,100	345,700	401,100	419,100
79	285,200	347,400	402,100	419,500
80	286,000	349,100	403,100	419,900
81	286,800	350,900	403,900	420,200
82	287,600	352,600	404,700	420,600
83	288,400	354,000	405,400	421,000
84	289,200	355,600	406,200	421,300
85	290,100	356,800	406,900	421,600
86	290,900	358,400	407,700	422,000
87	291,600	359,900	408,400	422,400
88	292,400	361,400	409,100	422,700
89	293,300	362,700	409,700	423,000
90	294,200	364,000	410,400	423,300
91	295,100	365,300	410,900	423,600
92	295,800	366,700	411,600	423,800
93	296,100	368,100	412,000	424,000
94	296,800	369,400	412,400	
95	297,500	370,600	412,700	
96	298,200	371,700	413,000	
97	298,900	372,700	413,200	
98	299,700	373,700	413,500	
99	300,500	374,700	413,800	
100	301,200	375,600	414,000	
101	301,900	376,400	414,200	
102	302,300	377,400	414,500	
103	302,700	378,300	414,800	
104	303,100	379,200	415,000	
105	303,300	380,000	415,200	
106	303,600	380,900	415,500	
107	303,900	381,800	415,800	
108	304,100	382,700	416,000	
109	304,300	383,500	416,200	
110	304,500	384,500	416,500	
111	304,800	385,400	416,800	
112	305,100	386,300	417,000	

113	305,300	386,900	417,200		
114	305,500	387,800	417,500		
115	305,700	388,700	417,800		
116	306,000	389,600	418,000		
117	306,300	390,400	418,200		
118	306,500	391,100			
119	306,800	391,900			
120	307,100	392,700			
121	307,300	393,300			
122	307,500	394,100			
123	307,700	394,800			
124	308,000	395,500			
125	308,300	396,100			
126		396,800			
127		397,300			
128		397,900			
129		398,600			
130		399,200			
131		399,700			
132		400,200			
133		400,500			
134		400,800			
135		401,100			
136		401,400			
137		401,700			
138		402,000			
139		402,300			
140		402,600			
141		402,900			
142		403,200			
143		403,500			
144		403,800			
145		404,000			
146		404,300			
147		404,600			
148		404,800			
149		405,000			
150		405,300			
151		405,600			
152		405,800			
153		406,000			
154		406,300			
155		406,600			
156		406,800			
157		407,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円	円	円	円	円
	226,700	272,600	299,600	326,000	407,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表 7

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第 2 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別表 8

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為な人材の確保

本県では、これまで、試験制度の見直しや積極的な広報活動の展開を通じ、幅広い層から意欲のある人材の確保を進めてきたところであるが、全国的に公務員の人材確保が厳しい状況にある中、本県においても、令和5年度の大学卒業程度試験等の受験者数は前年度を下回るなど厳しい状況にある。

今後の若年人口の減少の進展や、デジタル人材など技術系職種の人材獲得競争の激化を踏まえれば、本県の職員採用を取り巻く環境は引き続き厳しいものと想定される。

こうした状況下においても、広島をより良くしたいという意欲と志を持つ人材を確保していくことができるよう、各任命権者とも連携し、広報活動や試験制度の研究・改善を行うとともに、採用する職員の有する能力・経験をより適切に処遇に反映することが重要である。

国においては、民間企業等との人材獲得競争が激しくなる中で、採用試験実施時期の前倒しや受験可能年齢の引下げ、合格有効期間の延伸などが行われるとともに、今後さらに、多角的な観点から採用戦略を議論する場を設ける方針が示されるなど、不断の見直しが行われている。

また、他の都道府県においても、試験実施時期の前倒しや教養試験の廃止が行われるなど、全国的に様々な取組が行われている。

本県においても、特に人材確保が困難な技術職等について、採用試験実施時期の前倒しや、教養試験の見直し等により、幅広い層の人材がチャレンジできる試験制度を検討するとともに、退職した人材の再採用など、様々な手法での人材確保を行うことが必要である。

また、専門的な知識・経験の蓄積が必要な職種については、これまでの新卒採用に加えて、引き続き、適切な処遇の下での社会人経験者採用や任期付職員採用等によって外部人材を確保し、必要な民間の知見を積極的に公務に取り入れていくことも重要である。

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた実績を把握した上で人事評価を行い、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることとされている。

各任命権者においては、人事評価制度に関し、階層別研修を通じた効果的な目標設定方法の周知、評価者研修を通じた管理職員の評価スキルの向上、標準職務遂行能力の職員への理解浸透を図る取組など、制度の実効性を高めるための取組を継続しているところである。

定年が今後段階的に引き上げられ、職員構成の高齢化や職員の在職期間の長期化が一層進行することや、若年層の離職者が増加していることなど、近年の状況変化を踏まえれば、職員の士気を高め、組織のパフォーマンスを最大限発揮するため、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を人材育成の観点から活用するとともに、任用、給与等に適切に反映することが求められる。

暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員や令和6年度から勤勉手当の支給が可能となる短時間勤務会計年度任用職員についても、適切に人事評価を行い、その結果を給与等に反映させる必要がある。

また、職の設置については、職務給の原則に則り、その職務と責任に応じて適切に行われる必要がある。

各任命権者においては、能力・実績に基づく人事管理の推進に向け、状況変化を踏まえて、人事評価制度の検証・見直しを行うことが重要である。

(3) 人材育成

本県を取り巻く環境が絶えず変化する中、本県の目指す姿の実現に向け

た施策を効果的に進めていくためには、限られた経営資源を最大限活用して、高度化・複雑化する行政課題等に対応できる多様な人材を育成するとともに、組織全体のパフォーマンスを向上していくことが求められる。そのため、各任命権者においては、職員の意欲的な能力開発に結び付くOJT、課題解決に向けた知識・スキルを効果的に習得・定着させるOff-JTの推進に継続的に取り組んでいる。

また、近年、若年層を中心に離職や精神疾患による病休・休職が増加していることを踏まえると、職場における心理的安全性を確保するとともに、成長を実感しながら、やりがいを持って働ける職場環境を整備する必要がある。特に若年層職員については、一人一人の状況を丁寧に把握し、職員の思いに向き合った人材育成を行う必要がある。

(4) 多様な職員が活躍できる職場環境づくり

人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展や新型コロナ危機など、本県を取り巻く環境は日々変化し、県職員が向き合う行政課題は多様化・複雑化している。こうした行政ニーズの変化に対応していくためには、従来どおりの視点や画一的な考え方ではなく、新しい視点や多様な背景を持った職員が協力し、課題解決に取り組んでいくことが求められる。

(女性の活躍の推進)

各任命権者においては、特定事業主行動計画を定めて取組を進めており、これまで女性登用などの面において一定の成果に結びついているところである。

この計画に定めた目標の達成に向けて、今後も着実に取組を進めていくことが必要である。

(障害者雇用の推進)

障害のある人が自らの能力を発揮し、障害特性に応じて活躍できる社会を実現していくことが重要である。障害者雇いを推進することは各任命権者の責務であり、令和3年度からは、知的障害者及び精神障害者の

採用も行っている。

各任命権者においては、障害の状況に応じた合理的配慮のあり方などを個別に検討の上、障害者が、職場においてその能力を十分に発揮できる環境を具体的に整えていく必要がある。

(高齢層職員の活躍のための環境整備)

60歳を超える職員が培ってきた多様な知識と経験を公務内で積極的に活用できるよう、加齢に伴う身体機能の低下なども踏まえながら、組織における役割を明確化した上で、必要な研修の実施など、意欲をもって働き続けられる環境の整備に取り組む必要がある。

また、職員構成が高齢化する中で、組織の活力を維持するため、一定の新規採用者を継続的に確保していく必要がある。

(会計年度任用職員の勤務環境等の整備)

会計年度任用職員制度については、令和2年4月の制度開始以降、所要の見直しを行ってきたところである。

今後もそれぞれの職の状況を適切に把握し、他の都道府県や国の非常勤職員との均衡を踏まえつつ、意欲を持って働くことができる環境等を整えていくことが必要である。

(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進)

令和5年6月に公布・施行された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の趣旨等を踏まえながら、公務職場においても、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進に取り組んでいく必要がある。

性差、障害の有無、年齢、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、各々が抱える事情や勤務形態の違いなどはもとより、そもそも職員一人一人の属性、背景、価値観や考え方は異なっている。後述する働き方改革の取組の推進などを通じて、この差異を組織内の多様性として互いに認め合

い、活かしていくことで、組織全体のパフォーマンスを向上させ、多様化・複雑化する行政課題の解決に結び付けていくことが重要である。

2 Well-beingの実現につながる働き方改革と勤務環境の整備

公務において、職員一人一人が高い意欲とやりがいをもって働き、「仕事の充実」と「仕事以外の暮らしの充実」の好循環を生み出すことで、職員のWell-being（肉体的にも精神的にも社会的にも全てが満たされた状態）が実現され、ひいては、公務組織全体の活力の維持・向上につながる。

そのため、職員一人一人のWell-beingの実現につながるよう、時間外勤務の縮減、仕事と暮らしの両立支援、多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方などの働き方改革を推進し、勤務環境の整備を進めていくことが必要である。

(1) 時間外勤務の縮減等

ア 時間外勤務の縮減については、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組んできた重要な課題であり、これまでも、経営戦略会議などを中心として行われている管理監督者を主体としたマネジメント面での取組が推進されるとともに、予算関連業務の見直しなどの業務改善面での取組も進められているところである。

令和4年度の時間外勤務は、知事部局と教育委員会で前年度より増加し、警察本部では横ばいだった。

知事部局では、新型コロナウイルス感染症対策の業務を担う職員について、長時間勤務を是正するために様々な取組が実施されたものの、長時間勤務を行った職員数は依然として高水準であり、特に本庁で、特定の職員が令和3年度から2会計年度続けて年1,000時間を超える時間外勤務を行った事例が3件発生するなど、是正に至らず長期に及ぶ事例が見られた。また、令和4年12月から令和5年1月にかけて高病原性鳥インフルエンザの防疫業務を担う職員が、月350時間を超える長時間勤務を行う事例が発生するなど、過重労働による健康障害の発生が懸念され

る状況が生じた。

加えて、業務負担の見直しや勤務時間の割振り変更など上限時間を超えて時間外勤務を命じる事態を回避するための十分な取組が行われていないなど、管理監督者による上限規制の趣旨を踏まえた適切なマネジメントが行われていない不相当な運用事例が見られた。

また、警察本部では、令和5年5月に開催されたG7広島サミットに関連する警備等関連業務の担当部署を中心に、100人を超える職員が月100時間を超える時間外勤務を行っており、過重労働による健康障害の発生が懸念される状況が生じた。

人事委員会規則では、大規模災害への対応その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する特例業務に従事する職員について、任命権者が上限時間を超えて時間外勤務を命じることができることとしているが、その適用は慎重かつ厳格に行われなければならない、適用を回避・解消するための十分な取組を行い、上限時間を超える時間外勤務を必要最小限にしなければならないものである。その上で、上限を超える時間外勤務が行われる状況においては、職員の心身の健康への影響が懸念されることから、医師による面接指導等の徹底や勤務間インターバル制度による休息時間の確保など、職員の健康に最大限配慮し、過重労働による健康障害の防止に努めなければならない。

時間外勤務を縮減していくためには、徹底した業務の精選・合理化に加え、デジタル技術の活用による業務の効率化等を行い、それでもなお、恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合は、業務量に見合った人員配置を行うなどの取組をさらに推進するとともに、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に把握し、特定の職員への業務負担の集中緩和を図るなど、上限規制の趣旨を踏まえたマネジメントを着実に行っていく必要がある。

本人事委員会としては、上記の考えを踏まえて、今後も、各任命権者において、時間外勤務の上限規制が適切に運用されるよう、各任命権者に対し必要な指導及び助言を行っていく。

イ また、本人事委員会は、教員の長時間労働が課題となっていることを踏まえ、教育委員会に対し引き続き学校における働き方改革を進めることを求めているところである。

令和4年度における県立学校教員の長時間労働の状況については、前年度と比較して一定の改善はみられるものの、依然として多くの教員が長時間労働を行っている。

教育委員会では、令和2年に、教育職員の時間外在校等時間の上限を原則、月45時間、年360時間とすることなどを定めた「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」を制定し、併せて、「県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」を策定するとともに、「学校における働き方改革取組方針」を改定して、令和4年度までの目標を定め、学校における働き方改革に関する取組を進めているところである。

その結果、一定の改善は図られてきたものの、学校の働き方改革は未だ道半ばであることから、より一層実効性のあるものにするために、令和5年3月に「学校における働き方改革取組方針」を改定したところであり、教員の負担をより一層軽減するため、同取組方針に定める目標達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教員の働き方改革が着実に推進され、教員の長時間労働が是正されるよう、市町教育委員会と連携を図り、教育職場の実情を踏まえた支援を着実に進めていく必要がある。

ウ さらに、「仕事以外の暮らしの充実」の視点からは、年次有給休暇の取得促進に向けた取組も重要であり、各任命権者においては、民間労働法制を踏まえた年5日の確実な取得、週休日や夏季休暇等と連続した取得など、計画的な年次有給休暇の取得促進の取組を行っているところである。今後も、職員の意識向上や取得しやすい環境整備等に引き続き積極的に取り組む必要がある。

(2) 仕事と暮らしの両立支援の取組の推進

職員一人一人のWell-beingの実現に向けて、育児や介護に責任を有する職員が仕事と暮らしを両立しながら勤務できる環境を整備することは重要であり、育児に関しては、各任命権者とも、特定事業主行動計画に基づき、様々な取組を進めてきたところである。

各任命権者においては、令和4年度に行った取組の成果と課題を検証し、検証結果を踏まえて、計画に掲げる目標の達成に向けた取組を着実に進めていく必要がある。

中でも、男性職員の育児休業については、各任命権者において取得を促進する取組が行われた結果、令和4年度では全ての任命権者で取得率が上昇している。

男性職員の育児休業の取得を更に促進するため、引き続き制度の周知や意識啓発を図り、取得率が低い職域においても育児休業を取得しやすい環境の整備を推進していく必要がある。

また、不妊治療休暇については、令和4年度は全ての任命権者で取得が増加し、職員が9日以上取得した事例もあった。各任命権者において、引き続き取得状況について注視し、不妊治療休暇を取得しやすい環境の整備を進めるなど、不妊治療と仕事の両立を支援する取組を推進していく必要がある。

(3) 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方の推進

コロナ禍を経て、職員のワークスタイル・ライフスタイルが一層多様化している中、各任命権者において、テレワークや早出遅出勤務など柔軟な働き方を推進する取組が進められている。

テレワーク等の多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする柔軟な働き方は、職員一人一人のWell-beingの実現につながるものであり、個々の公務能率の向上が組織全体のパフォーマンス向上につながり、ひいては多様で有為な人材を公務職場に引き付ける好循環につながるものである。

「県庁働き方改革」において、テレワークや行政デジタル化を推進する取組が続けられているが、紙資料を前提とした業務慣行や従来型の働き方に関する固定的価値観、テレワークを利用することへの心理的ハードルが、課題になっている。

各任命権者においては、引き続き、行政デジタル化への移行を着実に進めるとともに、上記の課題に適切に対処してテレワーク利用の拡大・定着を図り、柔軟な働き方をより一層推進していく必要がある。

また、国においては、個々の職員の希望に応じた働き方をより一層可能とする取組として、フレックスタイム制の拡充などの推進に取組み、柔軟な働き方を実装するための制度改革を推進していくため、必要な法改正や規則改正等を行っていく方針が示されたところである。

こうした国の動向を踏まえ、適正な公務運営を確保する観点から、現場の実情に配慮しつつ、他の地方公共団体の動向も注視しながら、フレックスタイム制の導入について検討する必要がある。

3 職員の健康管理等

(1) 職員の健康管理

職員一人一人が心身ともに健康であることは、職員自身やその家族にとってはもちろんのこと、職員自らの能力を最大限発揮し、質の高い県民サービスを行っていく上でも極めて重要である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、研修内容の見直しや相談体制の強化など、各任命権者において様々な取組を推進しているところであるが、精神疾患を原因とする長期病休者・休職者の数や割合は増加傾向にある。とりわけ近年では、20歳代の若年層職員の精神疾患による長期病休者及び休職者の増加が顕著であり、若年層職員へのメンタルヘルス対策は喫緊の課題である。こうした状況を踏まえ、知事部局においては、入庁1・2年目の職員と入庁後初めて異動した職員を対象としたセミナーが実施されるなど、各任命権者において取組が進められているところである。

また、精神疾患については、再発するケースが多いことから、再発防止のためにも、引き続き予防や早期発見・早期対応の観点に立ったメンタルヘルス対策が必要である。

また、ストレスチェック制度については、各所属における職員の心の不調の未然防止に資するよう、制度趣旨を職員に十分周知するとともに、集団分析結果の有効活用を図っていく必要がある。

(2) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳を傷つけ、その能力発揮を妨げ、職場の運営にも支障をもたらすとともに、職員の心身の健康に支障を及ぼす要因となり得るものである。

各任命権者においては、これまで相談窓口の設置や職員の意識啓発に取り組んできたが、令和2年のパワー・ハラスメント防止対策の法制化を踏まえ、要綱の整備に併せて「懲戒処分の指針」の改正を行って以降、職員による相談件数が増加しているところである。

また、令和5年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されたところであり、本県においてもその趣旨を踏まえた職員の理解促進などを図っていくことが重要である。

こうした状況も踏まえ、研修等により職員に対する周知・啓発を図るなど、ハラスメントのない職場環境づくりに今後より一層努め、予防・解決に向けて取り組んでいく必要がある。

(3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤については、職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、各任命権者において解消に向けた様々な取組が行われてきており、近年は概ね横ばい傾向となっている。

各任命権者においては、効率的な公務運営と適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策を行う中で、より一層、職員が健康で意欲的に職

務に取り組むことができるよう、長距離・長時間通勤の実態を把握・分析し、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な方策により、長距離・長時間通勤の解消に向けて取り組む必要がある。

4 不祥事防止に向けた取組の徹底

行政運営に関して課題が山積する厳しい状況の中で、多くの職員は、県職員としての使命を果たすべく、真摯に日々の職務に精励しているところである。

しかしながら、依然として教職員によるわいせつ・セクハラ行為の懲戒処分事案が後を絶たず、また、知事部局では、官製談合による懲戒処分事案も発生している。

このような状況は、公務員、ひいては公務全体に対する信頼を大きく揺るがすものであり、極めて遺憾である。

各任命権者においては、規範意識の確立に向けた取組を行っているところであるが、引き続き、事案毎に原因分析を行い、その結果に基づき、不祥事防止に向けた取組を続けていくことが重要である。

また、職員においては、一人一人が全体の奉仕者であることを強く自覚し、法令遵守はもとより、高い倫理観のもと、県民の信頼と負託に応えていくことが必要である。

人事院の給与勧告等の概要

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



01
公務組織を支える
多様で有為な人材の確保の
ための一体的な取組



02
職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策



03
多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-being
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、系系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与（行政職俸給表(一)）月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給（行政職俸給表(一)）総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表（別添参照）

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和

様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

説 明 資 料

目 次

1 職員給与関係資料	
令和5年人事統計調査の概要	1
第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	2
その2 給料表別、級別平均年齢	2
その3 給料表別、年齢別人員分布	3
その4 給料表別、級別、年齢別人員分布	4
1 行政職給料表	4
2 公安職給料表	5
3 教育職給料表(二)(ロ)	6
4 教育職給料表(三)(イ)	7
5 研究職給料表	8
6 医療職給料表(一)	9
7 医療職給料表(二)	10
8 医療職給料表(三)	11
その5 給料表別、級別平均経験年数	12
第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	12
第3表 職員の給与額	13
その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額	13
その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額	14
第4表 職員の扶養手当の支給状況	15
第5表 職員の地域手当の支給状況	16
第6表 職員の住居手当の支給状況	17
第7表 職員の管理職手当の支給状況	18
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	18
第9表 職員の通勤手当の支給状況	19
第10表 給料表別、級別、号給別人員分布	20
その1 行政職給料表	20
その2 公安職給料表	22
その3 教育職給料表(二)(ロ)	24
その4 教育職給料表(三)(イ)	26
その5 研究職給料表	28
その6 医療職給料表(一)	30
その7 医療職給料表(二)	32
その8 医療職給料表(三)	34
第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布	36
第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布	36
その1 フルタイム勤務職員	36
その2 短時間勤務職員	36

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	37
第13表 企業規模別調査事業所数	38
その1 産業別、企業規模別調査事業所数	38
その2 地域別、企業規模別調査事業所数	38
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	39
第15表 民間における初任給の改定状況	40
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
その1 給与比較の対象職種	41
1 企業規模計	41
2 企業規模500人以上	43
3 企業規模100人以上500人未満	45
4 企業規模100人未満	47
その2 給与比較の対象外職種	49
第17表 職種に対応する級（行政職給料表）	50
第18表 民間における特別給の支給状況	51
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第20表 民間における家族手当の支給状況	52
第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	52
その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	52
その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況	52
第22表 民間における定年制の状況	53
第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	53
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	53

3 生計費及び労働経済関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	54
第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費	54
第26表 労働経済指標	55

1 職員給与関係資料

令和5年人事統計調査の概要

1 目的と時期

職員の給与を検討するため、令和5年4月1日現在における職員給与等の実態を調査したものである。

2 対象者

「職員の給与に関する条例」、「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の適用者等

(給料表別の主な職種等)

- ・行政職給料表 : 他の給料表の適用を受けない全ての職員
- ・公安職給料表 : 警察官
- ・教育職給料表(二)(ロ) : 高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・教育職給料表(三)(イ) : 中学校等に勤務し、教育に係る業務に従事する職員
- ・研究職給料表 : 試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員
- ・医療職給料表(一) : 病院等に勤務する医師及び歯科医師
- ・医療職給料表(二) : 保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師等
- ・医療職給料表(三) : 保健所等に勤務する保健師等

3 調査事項

(1) 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数等

(2) 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当等

4 集計結果の概要

第1表から第12表のとおり

※第1表から第10表までは、暫定再任用職員、特定任期付職員等は含まれない。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入、職員1人当たりの平均値は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

その1 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均 経験年数 (年)
全給料表	23,088	40.3	18.4
行政職給料表	5,888	42.1	20.4
公安職給料表	5,140	38.7	18.5
教育職給料表(二)(ロ)	3,719	42.1	19.6
教育職給料表(三)(イ)	7,813	38.9	16.4
研究職給料表	261	43.9	21.2
医療職給料表(一)	46	39.5	15.5
医療職給料表(二)	138	42.3	17.8
医療職給料表(三)	83	38.4	15.4

その2 給料表別、級別平均年齢

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職給料表	42.1	25.7	35.1		48.8	54.0	54.6	55.7	55.1		
公安職給料表	38.7	22.1	26.9		33.2	41.6	47.7	52.8	51.1	54.8	57.0
教育職給料表(二)(ロ)	42.1	47.0	41.0	48.7	54.8	57.1					
教育職給料表(三)(イ)	38.9	—	36.9	50.4	51.7	56.3					
研究職給料表	43.9	—	29.0		47.3	54.4	58.2				
医療職給料表(一)	39.5	29.3	33.3		43.7	56.7					
医療職給料表(二)	42.3	26.9	36.0		48.4	54.2	56.0				
医療職給料表(三)	38.4	25.8	35.4		50.8	55.4	—				

その3 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
		給料表	給料表	給料表 (一)(ロ)	給料表 (二)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
18	30	13	17						
19	53	25	28						
20	51	21	30						
21	96	48	48						
22	566	155	90	52	264	3			2
23	571	125	111	39	294				2
24	635	143	136	73	271	6		2	4
25	712	159	123	95	321	8	3	1	2
26	687	160	121	89	301	6	2	5	3
27	604	151	109	77	252	5	1	4	5
28	758	154	152	113	326	5	1	4	3
29	588	125	115	102	228	8	3	3	4
30	660	140	137	114	260	3	2	4	
31	664	124	140	131	253	7	3	1	5
32	623	92	148	120	244	6	2	5	6
33	619	116	117	110	259	7	2	5	3
34	658	105	193	126	217	6	3	6	2
35	633	131	156	117	217	6		4	2
36	629	107	183	105	222	5	1	3	3
37	540	93	164	86	184	3	2	7	1
38	533	82	179	82	176	8	1	3	2
39	546	86	205	91	152	6	1	3	2
40	521	94	193	71	150	7		5	1
41	479	84	205	56	127	1	2	3	1
42	472	108	184	62	114	3		1	
43	508	120	187	72	124		2	2	1
44	492	121	181	68	113	5		3	1
45	507	148	182	57	108	8	2	1	1
46	480	139	139	77	112	8	1	4	
47	534	171	117	90	146	3		5	2
48	575	187	142	103	129	8	1	5	
49	633	247	116	88	162	10		8	2
50	619	251	109	85	158	12	1	2	1
51	602	228	88	92	181	7	2	3	1
52	570	201	75	94	173	11	1	11	4
53	580	199	68	97	199	10		3	4
54	628	230	70	91	211	18		5	3
55	658	249	68	117	211	10		1	2
56	610	198	63	123	208	11		4	3
57	665	190	63	174	223	11	1	2	1
58	762	186	90	202	265	8	1	8	2
59以上	737	182	98	178	258	12	5	2	2
計	23,088	5,888	5,140	3,719	7,813	261	46	138	83

その4 給料表別、級別、年齢別人員分布

1 行政職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
18	13							13
19	25							25
20	21							21
21	48							48
22	155							155
23	125							125
24	143							143
25	159							159
26	160							160
27	151							151
28	154							154
29	47	78						125
30	22	118						140
31	11	112			1			124
32	2	90						92
33		116						116
34		105						105
35	1	130						131
36	2	101	4					107
37		85	8					93
38		61	20		1			82
39	1	27	58					86
40	1	21	72					94
41		15	69					84
42	1	13	91		2	1		108
43		10	107	2	1			120
44		9	108	4				121
45	1	13	125	8			1	148
46		12	115	10	2			139
47		10	147	13	1			171
48	2	6	148	26	5			187
49		5	198	34	8	2		247
50		8	189	44	8	2		251
51	2	6	142	57	18	2	1	228
52	4	6	118	54	16	2	1	201
53	2	4	108	50	28	7		199
54	2	2	130	73	19	3	1	230
55		11	105	100	28	5		249
56		1	76	73	35	10	3	198
57		1	63	75	29	15	7	190
58	1		65	73	26	20	1	186
59以上	14	2	59	69	34	4		182
計	1,270	1,178	2,325	765	262	73	15	5,888

2 公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	17									17
19	28									28
20	30									30
21	48									48
22	90									90
23	110	1								111
24	39	96	1							136
25	3	116	4							123
26	6	109	6							121
27	3	92	14							109
28	1	120	30	1						152
29	1	83	28	3						115
30	3	47	84	3						137
31	1	16	118	4			1			140
32		2	139	7						148
33		3	104	10						117
34		3	155	35						193
35			93	63						156
36		1	82	100						183
37			58	104	1			1		164
38			50	126	3					179
39		1	22	173	9					205
40			2	180	9	2				193
41			2	157	41	5				205
42				123	48	9	4			184
43				105	67	9	6			187
44				99	73	5	4			181
45				93	70	7	12			182
46				52	63	9	15			139
47				41	53	5	18			117
48				38	72	9	22	1		142
49				31	61	5	19			116
50				28	55	7	16	3		109
51				22	32	14	19	1		88
52				15	26	17	15	2		75
53				19	15	14	14	4	2	68
54				16	17	19	12	6		70
55				20	14	14	14	2	4	68
56				7	18	20	12	3	3	63
57				5	16	23	10	4	5	63
58				4	24	29	19	6	8	90
59				4	31	36	14	7	6	98
計	380	690	992	1,688	818	258	246	40	28	5,140

3 教育職給料表(二)(ロ)

年齢 \ 級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20						
21						
22		52				52
23		39				39
24		73				73
25		95				95
26		89				89
27		77				77
28		113				113
29		102				102
30		114				114
31		131				131
32		120				120
33		110				110
34		126				126
35		117				117
36		104	1			105
37		85	1			86
38		81	1			82
39		85	6			91
40		67	4			71
41		55	1			56
42		60	2			62
43		71	1			72
44		65	3			68
45		50	7			57
46		69	5	3		77
47	1	78	8	3		90
48		93	5	5		103
49		77	9	2		88
50		72	10	3		85
51		78	8	6		92
52		78	4	12		94
53		82	1	9	5	97
54		77	2	8	4	91
55		91	3	15	8	117
56		102	1	12	8	123
57		137	2	19	16	174
58		150	6	19	27	202
59		136	6	16	20	178
計	1	3,401	97	132	88	3,719

4 教育職給料表(三)(イ)

年齢	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
20							
21							
22			264				264
23			294				294
24			271				271
25			321				321
26			301				301
27			252				252
28			326				326
29			228				228
30			260				260
31			253				253
32			244				244
33			259				259
34			217				217
35			217				217
36			221		1		222
37			182		2		184
38			175		1		176
39			150		2		152
40			145	1	4		150
41			121		6		127
42			109	1	4		114
43			119		5		124
44			111		2		113
45			98	1	9		108
46			97	2	13		112
47			109	5	32		146
48			93	6	28	2	129
49			121	8	32	1	162
50			119	2	34	3	158
51			121	7	44	9	181
52			108	5	43	17	173
53			126	4	45	24	199
54			124	4	40	43	211
55			129	2	37	43	211
56			125	1	38	44	208
57			136	1	22	64	223
58			163		24	78	265
59			158	2	19	79	258
計		0	6,867	52	487	407	7,813

5 研究職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
22		3				3
23						
24		6				6
25		8				8
26		6				6
27		5				5
28		5				5
29		8				8
30		3				3
31		7				7
32		6				6
33		7				7
34		6				6
35		3	3			6
36		1	4			5
37			3			3
38			8			8
39			6			6
40			7			7
41			1			1
42			3			3
43						
44			5			5
45			8			8
46			8			8
47			2	1		3
48			6	2		8
49			8	2		10
50			10	2		12
51			2	5		7
52			10	1		11
53			6	4		10
54			9	9		18
55			3	7		10
56			2	8	1	11
57			4	6	1	11
58			2	6		8
59			5	3	4	12
計	0	74	125	56	6	261

6 医療職給料表(-)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
24					
25	3				3
26	2				2
27	1				1
28	1				1
29	3				3
30	1	1			2
31	2	1			3
32	1	1			2
33		2			2
34	1	2			3
35					
36		1			1
37		1	1		2
38			1		1
39			1		1
40					
41	1		1		2
42					
43			2		2
44					
45			1	1	2
46			1		1
47					
48			1		1
49					
50			1		1
51			1	1	2
52				1	1
53					
54					
55					
56					
57				1	1
58				1	1
59				1	1
60				2	2
61				1	1
62					
63					
64				1	1
計	16	9	11	10	46

7 医療職給料表(二)

年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計
20						
21						
22						
23						
24	2					2
25	1					1
26	5					5
27	4					4
28	4					4
29	2	1				3
30	1	3				4
31		1				1
32		5				5
33		5				5
34		6				6
35		4				4
36		3				3
37		7				7
38		3				3
39		1	2			3
40		1	4			5
41			3			3
42			1			1
43			2			2
44			3			3
45			1			1
46			4			4
47		1	4			5
48			4	1		5
49		1	7			8
50		1	1			2
51			2	1		3
52			7	4		11
53			2		1	3
54			3	2		5
55					1	1
56			2	2		4
57			1		1	2
58			4	4		8
59		1			1	2
計	19	44	57	14	4	138

8 医療職給料表(三)

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
20						
21						
22	2					2
23	2					2
24	4					4
25	2					2
26	3					3
27	5					5
28	3					3
29	3	1				4
30						
31		5				5
32		6				6
33		3				3
34		2				2
35		2				2
36		3				3
37		1				1
38		2				2
39		2				2
40			1			1
41		1				1
42						
43		1				1
44		1				1
45		1				1
46						
47			2			2
48						
49		1	1			2
50			1			1
51			1			1
52			2	2		4
53			2	2		4
54			1	2		3
55				2		2
56			2	1		3
57				1		1
58				2		2
59				2		2
計	24	32	13	14	0	83

その5 給料表別、級別平均経験年数

給料表 \ 級	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	行政職給料表	20.4	4.2	12.5		27.4	32.3	32.5	33.9	30.1	
公安職給料表	18.5	3.7	8.4		13.7	20.4	26.5	32.0	30.2	34.0	36.1
教育職給料表(二)(ロ)	19.6	27.0	18.5	26.0	32.4	34.7					
教育職給料表(三)(イ)	16.4	—	14.4	27.6	29.1	33.4					
研究職給料表	21.2	—	6.2		24.6	31.6	35.7				
医療職給料表(一)	15.5	4.9	9.8		20.2	32.7					
医療職給料表(二)	17.8	2.9	10.6		24.2	30.1	32.0				
医療職給料表(三)	15.4	3.4	11.4		28.7	33.1	—				

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 \ 区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	82.8	5.1	12.1	0.0	58.1	41.9
行政職給料表	72.3	8.8	18.8	—	61.7	38.3
公安職給料表	63.5	4.0	32.5	0.0	88.9	11.1
教育職給料表(二)(ロ)	96.3	3.3	0.5	—	50.8	49.2
教育職給料表(三)(イ)	96.0	4.0	—	—	38.9	61.1
研究職給料表	99.6	—	0.4	—	76.2	23.8
医療職給料表(一)	100.0	—	—	—	73.9	26.1
医療職給料表(二)	95.7	4.3	—	—	34.8	65.2
医療職給料表(三)	97.6	2.4	—	—	4.8	95.2

第3表 職員の給与額

その1 職員1人当たりの給与種目別平均給与月額

項目	給料表 全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職	
		給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)	
給料月額(円)	338,982	330,840	336,771	359,316	335,842	364,861	429,583	333,877	314,748	
給料調整額(円)	7,174	431	27	16,498	12,808	3,502	339	4,365	0	
扶養手当(円)	8,660	7,468	14,282	7,885	6,300	9,897	8,457	6,667	1,446	
地域手当(円)	15,256	17,585	16,931	15,691	11,910	16,341	71,741	11,971	12,464	
小計(円) (基準内給与)	370,071	356,323	368,012	399,390	366,860	394,601	510,119	356,880	328,658	
住居手当(円)	6,604	6,670	3,343	8,064	7,965	8,436	3,652	6,824	5,840	
管理職手当(円)	4,754	6,850	1,632	3,806	5,827	1,839	10,000	3,007	0	
その他の手当(円)	3,792	312	1,638	5,657	5,393	498	287,323	5,652	0	
合計(円) (給与月額)	385,221	370,155	374,625	416,917	386,045	405,373	811,094	372,363	334,498	
対前年比	給料月額(%)	99.9	99.2	101.1	99.5	100.0	99.5	99.2	99.7	102.7
	基準内給与(%)	99.9	99.2	101.1	99.5	100.0	99.5	99.2	99.9	102.6
	給与月額(%)	99.9	99.2	101.2	99.6	99.9	99.6	99.4	100.1	102.5

(注) 1 給料月額には、平成28年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。

2 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当をいう。

その2 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員及び平均給料月額

経験年数	学歴	大学卒		高校卒	
	区分	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
		人	円	人	円
1年未満		149	194,469	14	161,356
1年以上 2年未満		112	203,842	28	167,901
2年以上 3年未満		129	209,030	17	173,610
3年以上 4年未満		146	219,533	45	177,862
4年以上 5年未満		149	222,734	26	191,928
5年以上 6年未満		128	229,532	24	197,889
6年以上 7年未満		124	236,253	35	206,238
7年以上 8年未満		124	249,337	21	213,333
8年以上 9年未満		134	256,105	24	220,981
9年以上 10年未満		105	259,652	12	227,275
10年以上 11年未満		104	267,295	19	235,900
11年以上 12年未満		121	274,738	11	238,607
12年以上 13年未満		115	282,613	12	252,431
13年以上 14年未満		114	290,860	11	256,279
14年以上 15年未満		61	301,339	5	266,135
15年以上 16年未満		101	309,817	8	279,360
16年以上 17年未満		70	323,617	6	286,814
17年以上 18年未満		44	330,263	13	299,349
18年以上 19年未満		71	334,666	10	297,568
19年以上 20年未満		58	352,192	6	299,189
20年以上 21年未満		76	355,416	18	318,672
21年以上 22年未満		99	363,380	13	330,697
22年以上 23年未満		94	369,006	18	341,521
23年以上 24年未満		87	375,342	8	348,218
24年以上 25年未満		107	379,215	19	359,359
25年以上 26年未満		134	382,712	21	369,252
26年以上 27年未満		113	389,494	16	370,010
27年以上 28年未満		148	392,824	32	372,932
28年以上 29年未満		119	396,862	23	375,149
29年以上 30年未満		128	404,435	34	382,747
30年以上 31年未満		124	405,136	45	386,990
31年以上 32年未満		164	403,754	75	386,845
32年以上 33年未満		125	406,426	65	392,174
33年以上 34年未満		171	416,201	42	398,675
34年以上 35年未満		133	415,777	51	397,386
35年以上		278	416,326	282	403,351
計		4,259	325,364	1,109	333,642

第4表 職員の扶養手当の支給状況

給料表 区分		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 9,282	人 2,117	人 3,168	人 1,436	人 2,379	人 114	人 19	人 42	人 7
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 21,541	円 20,771	円 23,172	円 20,420	円 20,690	円 22,658	円 20,474	円 21,905	円 17,143
扶 養 親 族 数	配偶者	人 4,610	人 1,011	人 2,035	人 616	人 863	人 62	人 14	人 9	人 -
	子	14,873	3,119	5,489	2,177	3,800	180	26	72	10
	上記以外 の者	284	80	33	63	105	-	2	1	-
	計	19,767	4,210	7,557	2,856	4,768	242	42	82	10
	うち 年齢加算 を受ける 子	3,900	1,146	1,028	628	986	76	5	27	4

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第5表 職員の地域手当の支給状況

区分	給料表 受給者数 及び平均 手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	23,082	5,882	5,140	3,719	7,813	261	46	138	83
	平均額(円)	15,260	17,602	16,931	15,691	11,910	16,341	71,741	11,971	12,464
東京都特別区に勤務する者	人数(人)	33	28	5	—	—	—	—	—	—
	支給割合 18.7%	平均額(円)	63,209	61,207	74,421	—	—	—	—	—
医療職給料表(一)の適用者	人数(人)	46	—	—	—	—	—	46	—	—
	支給割合 16%	平均額(円)	71,741	—	—	—	—	71,741	—	—
大阪府大阪市に勤務する者	人数(人)	3	3	—	—	—	—	—	—	—
	支給割合 14.7%	平均額(円)	56,268	56,268	—	—	—	—	—	—
広島市及び安芸郡中町に勤務する者	人数(人)	7,583	3,545	2,637	1,024	253	94	—	11	19
	支給割合 6.2%	平均額(円)	22,379	21,530	22,475	24,712	23,346	23,974	—	21,726
上記を除く内域の地域に勤務する者	人数(人)	15,414	2,305	2,497	2,694	7,560	167	—	127	64
	支給割合 3.2%	平均額(円)	11,478	10,989	10,953	12,265	11,527	12,044	—	11,126
上記以外に勤務する者	人数(人)	3	1	1	1	—	—	—	—	—
	平均額(円)	16,288	3,721	38,483	6,660	—	—	—	—	—

第6表 職員の住居手当の支給状況

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
	全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(甲)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数	人 5,882	人 1,506	人 637	人 1,163	人 2,430	人 85	人 6	人 37	人 18
手当月額 11,000円以下の受給者	20	7	1	7	5	—	—	—	—
手当月額 11,100円以上 28,000円未満の受給者	2,897	642	268	579	1,349	34	—	17	8
手当月額 28,000円(上限) の受給者	2,965	857	368	577	1,076	51	6	20	10
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 25,860	円 26,041	円 26,508	円 25,774	円 25,610	円 25,902	円 28,000	円 25,451	円 26,928

借配偶者等の 居借住する	受給者数	人 28	人 4	人 23	人 1	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり 平均 手当月額	円 13,139	円 14,000	円 12,952	円 14,000	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —

第7表 職員の管理職手当の支給状況

給料表		行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
全給料表		給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表	給料表
区分				(二)(ロ)	(三)(イ)		(一)	(二)	(三)
受給者数	人 1,870	人 589	人 112	人 268	人 884	人 6	人 4	人 7	人 —
手当受給者 1人当たり 平均手当月額	円 58,693	円 68,472	円 74,911	円 52,817	円 51,499	円 80,000	円 115,000	円 59,286	円 —
支給区分	1種 〔本庁長〕	15	14	—	—	—	1	—	—
	2種 〔本庁長〕	101	67	32	—	—	2	—	—
	3種 〔本庁長〕	350	243	42	26	28	6	1	4
	4種 〔本庁長〕	749	97	38	129	482	—	—	3
	5種 〔学校総括事務長〕	553	66	—	113	374	—	—	—
	6種 〔学校事務長〕	102	102	—	—	—	—	—	—
手当が支給される主な職		本庁 局長、部長、 課長、担当監 地方機関 所長、次長	警察本部 参事官、課長 次席 警察署 署長、副署長 次長	高等学校 特別支援学校 校長、教頭	小中学校 校長、教頭	総合技術研究所 センター長	本庁 局長 地方機関 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	本庁 担当監

(注) 支給区分欄の〔 〕内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
人 352	円 34,795

(受給者数の内訳)

職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離										
100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上
人 225	人 104	人 2	人 —	人 2	人 19	人 —	人 —	人 —	人 —	人 —

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区分	給料表	全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (ニ)(ロ)	教育職 給料表 (ニ)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (ニ)	医療職 給料表 (ニ)	医療職 給料表 (ニ)
	受給者数及び 平均 手当月額									
受給者計	人数(人)	20,269	4,945	4,054	3,473	7,380	220	11	115	71
	平均額(円)	14,206	18,795	8,223	17,192	12,372	22,969	12,219	34,293	21,355
交通機関等 のみを 利用する者	人数(人)	4,345	2,679	1,159	192	184	62	4	38	27
	平均額(円)	17,069	18,430	10,779	24,430	21,541	26,944	25,376	33,757	21,755
交通用具 のみを 使用する者	人数(人)	13,794	1,731	2,631	2,730	6,513	112	5	44	28
	平均額(円)	7,860	7,659	4,997	9,094	8,520	7,690	3,780	12,841	9,104
交通機関 等と交通 用具を 併用する者	人数(人)	2,130	535	264	551	683	46	2	33	16
	平均額(円)	49,458	56,648	29,142	54,796	46,630	54,810	7,000	63,514	42,122
駐車料金 に係る 受給者	人数(人)	259	118	36	41	56	4	—	4	—
	平均額(円)	2,247	2,294	1,359	2,621	2,442	2,250	—	2,313	—
自動車 を 駐車する者	人数(人)	168	88	8	28	37	4	—	3	—
	平均額(円)	2,777	2,751	2,748	2,857	2,851	2,250	—	2,667	—
自転車等 を 駐車する者	人数(人)	91	30	28	13	19	—	—	1	—
	平均額(円)	1,270	956	962	2,112	1,645	—	—	1,250	—

第10表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1						211	59	13
2						43	10	
3			2			6	3	2
4			1			2	1	
5								
6			1					
7			16					
8			6	1				
9	13	84						
10		15						
11	1	28						
12		10						
13	24	84	2					
14		13						
15	1	19						
16	4	19						
17	16	76						
18		11						
19	3	19						
20	2	7	5					
21	43	50	3					
22	1	12	2					
23	2	26						
24		22						
25	12	18	9					
26	2	60	2					
27	11	17	8					
28	1	20	3					
29	154	22	12					
30		28	4					
31	17	55	9					
32	6	19	10					
33	106	25	21					
34	3	16	7					
35	35	25	15					
36	9	49	7	1				
37	108	22	21	2				
38	12	16	12					
39	24	12	23	1				
40	8	20	11	2				
41	123	26	33	7				
42	5	9	13	3				
43	34	20	28	4				
44	15	8	3	6				
45	117	38	26	8				
46	6	4	4	8				
47	23	10	21	11				
48	11	6	13	12				
49	108	33	33	8				
50	7	3	10	25				
51	32	11	40	38				
52	7	2	12	25				
53	97	3	28	50				
54	7	5	12	31				
55	14	3	43	59				
56	9	4	8	23				
57	4	3	42	39				
58	1	2	6	29				
59		2	51	38				
60		1	11	27				
61	1	1	45	42				
62		3	14	29				
63		2	49	18				
64		1	15	24				
65	1	1	32	18				
66	1	2	14	36				
67		1	47	13				
68	1	1	16	11				
69		1	50	9				
70		2	22	11				
71		1	62	9				
72		1	15	11				
73	1	1	46	8				
74			35	6				
75			35	8				
76	1	1	47	2				
77	1	2	24	6				
78		1	24	1				
79	1		30	4				
80		2	20	2				

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
81		1	66	2			
82			25	4			
83		1	44	2			
84			30	3			
85	1	1	42	29			
86		1	44				
87			17				
88			20				
89	2		26				
90			28				
91	1		57				
92			13				
93	20		34				
94		1	14				
95			52				
96			16				
97			47				
98		1	22				
99		1	53				
100			22				
101			57				
102		1	20				
103			45				
104			36				
105			229				
106							
107		1					
108							
109							
110							
111		1					
112							
113		6					
計	1, 270	1, 178	2, 325	765	262	73	15
合計人員						5, 888	

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。また、該当人員が0人の号給は空欄とした（以下第10表の各表において同じ。）。

その2 公安職給料表

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4								1	1	
5										
6										
7		17								
8										
9		2								
10		1								
11		5								
12				1						
13		21			1					
14										
15		10			1					
16		1								
17		21		3	2					
18										
19		6		2						
20		4								
21		36	2	5	1					
22		2			1					
23		58			1					
24		2	1	1						
25		34	96	11	3					
26		4	3		1					
27		7	18	4	1					
28		10	14	1						
29		95	90	24	1					
30		5	2		1					
31		10	21	3						
32		15	9	2	1					
33		2	78	24	2					5
34			9	2	1	1				2
35		1	14	2	2					6
36		1	11	5	2					3
37		1	63	83	6	2	1	1		2
38			5	8	6		2	1		3
39		2	20	20	12	2	1			3
40			12	25	4	1				2
41			73	76	32	1		1		
42		1	8	19	11	1	3	1		1
43		2	10	24	24		4	1		
44			17	26	20	1	1			1
45		1	58	70	24	8	1	3		
46		1	9	12	18	10	4	3	1	
47			21	24	25	27	2	2	2	
48			16	26	19	13	1	1	4	
49		1		47	29	19	2	3	5	
50				22	17	11	3	2	4	
51			2	32	34	20	2	1	6	
52				26	21	12	3	3	4	
53			1	60	50	20	1	5	4	
54				35	36	25		6	3	
55		1	1	31	61	31	4	9		
56				16	32	14	2	9	3	
57				36	47	20	3	13	2	
58				17	30	15	1	7	1	
59			1	16	54	24	2	11		
60			1	18	39	19	1	3		
61			1	19	51	17	1	9		
62				18	38	16	3	6		
63				16	58	20	3	12		
64				18	40	20	3	11		
65			1	22	48	25	1	15		
66				9	35	10		9		
67				16	48	22	2	10		
68				15	34	8		4		
69					37	17	3	13		
70					14	19	4	2		
71					26	28	2	11		
72					18	18	1	3		
73			1		39	26	3	7		
74					27	16		5		
75					24	30	3	7		
76					22	16	2	2		
77					33	26	8	1		
78					21	20	3	4		
79					22	21	4	1		
80					19	10	3	3		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81					25	10	3	1		
82					18	7	7	1		
83					24	14	4	2		
84					20	5	3	2		
85					17	13	26	18		
86		1			4	2	5			
87					12	6	24			
88					16	9	6			
89					13	7	15			
90					7	7	11			
91					8	12	9			
92					10	5	3			
93					11	39	49			
94					4					
95					6					
96					3					
97					11					
98					6					
99					5					
100					3					
101					13					
102					2					
103					6					
104					5					
105					10					
106					4					
107					8					
108					1					
109					6					
110					2					
111					5					
112					5					
113					5					
114					3					
115					9					
116					2					
117					5					
118					4					
119					4					
120					2					
121					9					
122					5					
123					9					
124					6					
125					8					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		380	690	992	1,688	818	258	246	40	28
								合計人員	5,140	

その3 教育職給料表(二)(ロ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			52			
6						
7			2			
8						
9			38			
10						
11			4			
12			2			
13			62			
14						
15			9			
16			2			
17			69			
18			2			
19			20			
20			4			
21			69			
22			4			
23			14			
24			2			
25			61			
26			4			1
27			15			
28			12			1
29			75			5
30			4			3
31			23			2
32			3			7
33			70		1	9
34						7
35			18			10
36			10			5
37			82	1		38
38			5			
39			30			
40			8			
41			76			
42			7			
43			40	2		
44			11			
45			74			
46			4	1		
47			23			
48			9	1	1	
49			72		2	
50			3			
51			34	4		
52			11			
53			79	1	2	
54			9			
55			38	3	4	
56			6		1	
57			60	1		
58			7		1	
59			33		2	
60			16		2	
61			55		2	
62			6		2	
63			29		6	
64			14	1	10	
65			38	3	6	
66			9		8	
67			32		9	
68			10	1	9	
69			31	3	8	
70			6		7	
71			35	1	2	
72			8		5	
73			29	1	7	
74			9		3	
75			29	2	5	
76			11		6	
77			34	1	21	
78			7			
79			19	4		
80			12	3		

号給	級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
81			21	1		
82			14	1		
83			19	2		
84			14	3		
85			20	2		
86			6	1		
87			29	6		
88			16	2		
89			30	5		
90			13	2		
91			20			
92			14	3		
93			26	3		
94			13	4		
95			18	3		
96			16	1		
97			25	1		
98			12	5		
99			18	1		
100			12			
101			27	2		
102			16			
103			19	2		
104			20			
105			25	2		
106			14	1		
107			24	1		
108			17	2		
109			29	1		
110			11	1		
111			20			
112			18			
113			32	1		
114			8	1		
115			12			
116			17			
117			18	3		
118			8			
119			20			
120			16			
121	1		29			
122			17			
123			25			
124			15			
125			32			
126			17			
127			31			
128			22			
129			28			
130			35			
131			45			
132			40			
133			46			
134			37			
135			49			
136			59			
137			69			
138			70			
139			50			
140			46			
141			44			
142			23			
143			11			
144			8			
145			16			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		1	3, 401	97	132	88
					合計人員	3, 719

その4 教育職給料表(三)(イ)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			1			
14						
15			1			1
16						
17			262			
18						
19			17			1
20			7			1
21			273			1
22						5
23			18			21
24			5			24
25			243			34
26			2		1	29
27			11			35
28			9		1	36
29			290			32
30			3		1	12
31			20			23
32			6			15
33			271			18
34						20
35			27		1	13
36			11			13
37			212			73
38			5		2	
39			39			
40			13		1	
41			255		1	
42			3		1	
43			37		2	
44			14		2	
45			180		1	
46			8			
47			37		1	
48			15		2	
49			191		3	
50			7		1	
51			52		1	
52			26			
53			167		2	
54			10		2	
55			49		5	
56			23	1	4	
57			157			
58			12		2	
59			60			
60			24		1	
61			168	1	2	
62			11		3	
63			71		4	
64			26		4	
65			114		11	
66			17		10	
67			54		9	
68			32		8	
69			136	1	9	
70			19		8	
71			58		8	
72			29		9	
73			94		11	
74			23		8	
75			67		13	
76			21		16	
77			69	2	23	
78			25		14	
79			67		14	
80			28	3	23	

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
81			71	2	10	
82			10		19	
83			45	3	27	
84			20	4	14	
85			67	2	23	
86			14	3	19	
87			54		20	
88			27	2	19	
89			64	2	22	
90			14		13	
91			47	2	17	
92			20	1	11	
93			48		28	
94			18	2		
95			42	3		
96			18	2		
97			53	2		
98			23	3		
99			24	2		
100			26			
101			52	1		
102			22	2		
103			36	1		
104			17			
105			39			
106			23			
107			34			
108			18			
109			36			
110			25			
111			29			
112			19	2		
113			32	2		
114			19			
115			26			
116			24			
117			41	1		
118			21			
119			37			
120			23			
121			34			
122			36			
123			31			
124			29			
125			21			
126			22			
127			34			
128			26			
129			21			
130			18			
131			28			
132			32			
133			29			
134			20			
135			26			
136			25			
137			25			
138			31			
139			30			
140			35			
141			42			
142			45			
143			43			
144			55			
145			62			
146			65			
147			84			
148			91			
149			101			
150			61			
151			71			
152			44			
153			27			
154			17			
155			10			
156			1			
157			15			
計		0	6,867	52	487	407
					合計人員	7,813

その5 研究職給料表

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		6			
14					
15		1			
16					
17		6			
18					
19					
20					
21		8			
22				4	
23					
24		1			
25		3			
26					
27		3		5	
28		1		2	
29		5			
30				1	
31		1		6	
32		1			
33		4		1	2
34					
35				6	1
36		1		1	
37		1		1	
38					
39		3		3	1
40		1			
41		2			
42		1			1
43				2	
44				2	
45		6			1
46					
47		1		1	
48		2		1	2
49		4		2	4
50					2
51					6
52					
53		3		1	3
54					1
55		3			3
56		1			
57		1			3
58					
59					3
60				1	4
61					1
62				5	
63					1
64				3	
65				1	3
66				1	3
67					1
68				1	1
69				1	1
70				4	
71				1	2
72				2	2
73					10
74				1	
75					
76				1	
77				2	
78				3	
79					
80					

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81				4		
82				5		
83				1		
84				1		
85				1		
86				7		
87				1		
88				1		
89				38		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	74	125	56	6
					合計人員	261

その6 医療職給料表(-)

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9		3			
10					
11					
12			1		
13		1	1	1	
14			1		
15					
16					
17		2	1		
18					
19					
20					
21		2	3		
22					
23					
24					
25		4			
26					
27				1	
28		1	1		
29		3			
30					
31				1	
32					
33					
34			1		
35					
36					
37					1
38					
39				1	
40					
41				1	
42					
43					
44					
45					
46					
47				1	
48					
49					
50					
51					2
52					
53					
54					
55				1	
56					1
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63				2	
64					
65					6
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74				1	
75					
76					
77				1	
78					
79					
80					

給 号	級	1 級	2 級	3 級	4 級
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		16	9	11	10
合計人員					46

その7 医療職給料表(二)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			1			
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20				1		
21						
22			1			
23			3			
24						
25						
26						
27			4			
28						
29				1		1
30			1	1		
31			1			
32				1		
33	2		2	2		2
34			1	1		
35			3	1		
36				2		
37	1		2			
38			2			1
39			2			
40			1			
41	1					
42	1			1		1
43	2		1			
44						
45	1		5			
46	1					1
47	3					
48			1	1		1
49	1		1			1
50	1		2	2		2
51	2		1			2
52						1
53			1			
54	1					1
55	1		3	1		
56	1		1			1
57				2		1
58						
59				2		
60				1		1
61				1		
62						
63						
64				1		
65					1	
66				1		
67				3		
68				1		
69			1	2		
70						
71				2		
72			1	1		
73				1		
74				2		
75				1		
76				1		
77						
78				2		
79						
80						

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81						
82						
83				1		
84				1		
85						
86				2		
87				1		
88						
89				2		
90			1	2		
91						
92				2		
93						
94				1		
95				1		
96						
97				5		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
122						
123						
124						
125						
計		19	44	57	14	4
					合計人員	138

その8 医療職給料表(三)

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9			1			
10						
11						
12						
13			1			
14						
15						
16						
17						
18			1			
19			1			
20						
21						
22						
23			1			
24						
25						
26						
27			6			
28						
29			1			
30			1			
31	2		2			
32						
33			1	1		
34						
35	4					
36			3			
37						
38			1			
39	4					
40						
41			1			
42						
43						
44	1		1			
45					1	
46			1		1	
47	2		1		1	
48	1					
49					2	
50	2				2	
51	4		1		2	
52			1			
53						
54					2	
55	3		1			
56			1		2	
57						
58	1		1			
59						
60						
61						
62						
63						
64			1			
65						
66						
67				1		
68			1			
69				1	1	
70						
71						
72				1		
73						
74						
75						
76			1			
77						
78						
79						
80						

号給 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
81					
82			1		
83					
84					
85					
86			1		
87			1		
88					
89			1		
90			1		
91					
92					
93					
94			1		
95			1		
96					
97			2		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
165					
166					
167					
168					
169					
計	24	32	13	14	0
	合計人員				83

第11表 特定任期付職員給料表の号給別人員分布

号 給	人 員
1	
2	2
3	
4	
5	1
6	1
7	1
適用職員数	
5人	

第12表 暫定再任用職員の給料表別、級別、年齢別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布						年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	235	—	235	—	—	—	—	80	59	67	20	9
公安職給料表	62	—	—	—	5	56	1	17	15	18	9	3
教育職給料表(二)(ロ)	361	35	311	—	5	10	—	115	86	74	41	45
教育職給料表(三)(イ)	422	—	371	—	—	51	—	119	88	97	52	66
研究職給料表	4	—	4	—	—	—	—	3	1	—	—	—
医療職給料表(二)	5	—	5	—	—	—	—	3	1	1	—	—
医療職給料表(三)	4	—	4	—	—	—	—	1	1	2	—	—

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は、週38時間45分

その2 短時間勤務職員

区分 給料表	合計	級別人員分布					年齢別人員分布				
		1級	2級	特2級	3級	4級	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
行政職給料表	169 (2)	—	169 (2)	—	—	—	14	19	22	69	45 (2)
公安職給料表	11	—	—	—	2	9	—	1	4	4	2
教育職給料表(二)(ロ)	179 (179)	2 (2)	177 (177)	—	—	—	20 (20)	33 (33)	46 (46)	37 (37)	43 (43)
教育職給料表(三)(イ)	250 (250)	—	250 (250)	—	—	—	35 (35)	52 (52)	56 (56)	50 (50)	57 (57)
研究職給料表	13 (1)	—	13 (1)	—	—	—	4	2 (1)	1	2	4
医療職給料表(二)	5	—	5	—	—	—	1	1	—	1	2
医療職給料表(三)	13	—	13	—	—	—	1	1	2	6	3

(注) 表中の数値は、フルタイムの3/4勤務職員(4週間の勤務時間が116時間15分の職員)及びフルタイムの1/2勤務職員(2週間の勤務時間が38時間45分の職員)の合計人数で、()内は、その内フルタイムの1/2勤務職員数を表す。

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,370事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3(1)に記載した1,370事業所を、組織、企業規模、産業等により32層に層化し、これらの層から343事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 企業規模別調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	事業所 1,370	事業所 603	事業所 559	事業所 208
抽 出 事 業 所	343	154	137	52
調 査 事 業 所 (産 業 計)	296	138	119	39
農 業 、 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業 、 建 設 業	24	13	7	4
製 造 業	116	50	51	15
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 、 情 報 通 信 業 、 運 輸 業 、 郵 便 業	57	22	24	11
卸 売 業 、 小 売 業	29	19	8	2
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	11	9	2	0
教 育 、 学 習 支 援 業 、 医 療 、 福 祉 、 サ ー ビ ス 業	59	25	27	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が45所あった。
- 2 調査対象事業所343所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた341所に占める調査完了事業所296所の割合(調査完了率)は、86.8%である。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
ただし、「調査対象事業所」欄及び「抽出事業所」欄は、調査前の企業規模により計上している。
- 4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 事 業 所 (地 域 計)	事業所 296	事業所 138	事業所 119	事業所 39
広 島 市	143	74	51	18
上 記 を 除 く 県 内 の 市	140	59	64	17
県 内 の 町	13	5	4	4

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	209,708	216,252	196,661	202,130
	短大卒	188,260	193,172	181,243	※ 177,313
	高校卒	173,667	173,991	172,780	※ 172,937
新卒事務員	大学卒	206,469	214,444	194,198	※ 201,539
	短大卒	175,796	※ 194,000	※ 174,552	※ 176,620
	高校卒	170,001	172,586	165,865	—
新卒技術者	大学卒	213,900	218,107	202,019	※ 203,034
	短大卒	192,997	193,163	※ 196,503	※ 180,000
	高校卒	174,903	174,370	177,078	※ 172,937
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—
新卒研究員	大学卒	※ 225,200	—	※ 225,200	—
新卒研究員補助	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	短大卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	※ 194,058	—	※ 194,058	—
準新卒准看護師	養成所卒	※ 178,239	—	※ 178,239	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和2年3月大学卒業後、令和2年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和5年4月までの間に採用された者に限っている。

3 「※」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第15表 民間における初任給の改定状況

項目		新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計	% 36.1	% (54.4)	% (45.6)	% —	% 63.9
	500人以上	32.1	(75.2)	(24.8)	—	67.9
	100人以上 500人未満	39.1	(43.1)	(56.9)	—	60.9
	100人未満	39.0	(38.1)	(61.9)	—	61.0
高 校 卒	規模計	14.7	(76.3)	(23.7)	—	85.3
	500人以上	17.5	(87.7)	(12.3)	—	82.5
	100人以上 500人未満	14.2	(66.1)	(33.9)	—	85.8
	100人未満	7.4	(56.3)	(43.7)	—	92.6

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。

2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	26	53.3	783,387	7,015	776,372	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.6	845,168	111	845,057	
	短大卒	2	51.6	685,818	0	685,818	
	高校卒	9	53.3	726,272	18,000	708,272	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	14	55.1	735,734	409	735,325	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	54.6	744,534	453	744,081	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	56.5	713,308	298	713,010	
	事務部長	410	53.1	641,902	1,833	640,069	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	312	53.0	658,373	687	657,686	
	短大卒	24	53.6	582,864	484	582,380	
	高校卒	74	53.4	590,686	7,287	583,399	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	272	53.5	649,549	2,778	646,771	
	大学卒	204	53.3	671,055	1,879	669,176	
	短大卒	26	53.6	598,891	5,465	593,426	
	高校卒	40	53.7	597,893	5,100	592,793	
	中学卒	2	55.6	538,648	0	538,648	
	事務部次長	101	51.2	579,950	891	579,059	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)
大学卒	78	51.2	594,036	1,074	592,962		
短大卒	8	52.6	504,112	94	504,018		
高校卒	14	50.9	557,238	396	556,842		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術部次長	48	51.7	563,415	3,520	559,895		
大学卒	35	51.1	584,361	4,585	579,776		
短大卒	4	50.9	487,441	1,013	486,428		
高校卒	9	54.8	505,702	0	505,702		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	978	50.0	559,756	6,370	553,386	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	704	49.2	562,252	5,300	556,952		
短大卒	69	50.9	491,970	4,026	487,944		
高校卒	203	52.3	573,621	10,434	563,187		
中学卒	2	38.9	375,810	0	375,810		
技術課長	764	49.6	573,249	8,082	565,167		
大学卒	541	49.3	588,077	4,936	583,141		
短大卒	57	50.0	562,286	12,075	550,211		
高校卒	166	50.3	530,149	16,628	513,521		
中学卒	—	—	—	—	—		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す(以下2から4において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	366	46.9	503,207	49,957	453,250	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	241	45.3	500,118	52,873	447,245	
	短大卒	49	49.7	456,728	43,079	413,649	
	高校卒	74	49.9	538,990	45,145	493,845	
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017	
	技術課長代理	93	46.3	530,664	84,769	445,895	
	大学卒	60	45.3	547,429	89,086	458,343	
	短大卒	8	47.0	508,936	98,253	410,683	
	高校卒	25	48.7	495,608	67,857	427,751	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務 係長	966	45.4	448,312	55,531	392,781	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	628	43.6	443,010	53,718	389,292	
	短大卒	93	47.7	408,087	41,049	367,038	
	高校卒	243	48.6	472,215	65,104	407,111	
中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289		
技術 係長	678	45.5	519,508	100,247	419,261		
大学卒	387	42.9	499,851	93,573	406,278		
短大卒	50	47.3	508,291	86,671	421,620		
高校卒	239	49.1	553,336	114,112	439,224		
中学卒	2	51.4	475,204	39,405	435,799		
事務 主任	737	44.0	393,810	45,831	347,979	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	478	42.0	410,064	52,811	357,253		
短大卒	97	46.5	373,041	38,479	334,562		
高校卒	162	47.9	360,895	30,731	330,164		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術 主任	668	46.5	488,207	87,480	400,727		
大学卒	411	45.5	496,957	91,108	405,849		
短大卒	63	47.9	448,040	81,038	367,002		
高校卒	193	48.7	478,239	79,927	398,312		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務 係員	3,071	37.2	312,191	38,399	273,792		
大学卒	1,847	33.4	318,436	42,899	275,537		
短大卒	487	44.8	306,627	29,398	277,229		
高校卒	732	41.6	300,346	33,303	267,043		
中学卒	5	42.8	305,195	22,950	282,245		
技術 係員	2,355	35.7	371,131	69,843	301,288		
大学卒	1,475	33.2	370,854	72,929	297,925		
短大卒	272	39.6	373,716	70,781	302,935		
高校卒	599	39.8	370,943	62,161	308,782		
中学卒	9	39.5	352,501	77,022	275,479		

2 企業規模500人以上

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	25	53.4	789,921	7,137	782,784	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	53.8	860,771	58	860,713	
	短大卒	2	51.6	685,818	0	685,818	
	高校卒	9	53.3	726,272	18,000	708,272	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	工場長	11	55.1	761,914	487	761,427	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	55.1	775,173	526	774,647	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	55.2	724,730	380	724,350	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務部長	289	53.2	689,607	451	689,156	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	231	53.2	701,174	417	700,757	
	短大卒	12	55.2	671,226	104	671,122	
	高校卒	46	53.2	636,781	706	636,075	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術部長	201	53.6	701,064	2,116	698,948	
大学卒	161	53.6	713,664	1,504	712,160		
短大卒	17	54.0	643,021	1,934	641,087		
高校卒	23	53.7	669,769	5,382	664,387		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	62	51.5	645,054	535	644,519	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大学卒	51	51.3	657,842	613	657,229		
短大卒	3	55.0	578,966	205	578,761		
高校卒	8	51.4	608,529	286	608,243		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	25	52.0	642,554	1,573	640,981		
大学卒	23	51.7	643,743	1,655	642,088		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	57.0	619,650	0	619,650		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	715	50.0	596,265	6,469	589,796	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	519	49.1	598,947	5,141	593,806		
短大卒	38	50.1	522,725	4,357	518,368		
高校卒	158	52.3	604,302	10,639	593,663		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	556	50.1	613,996	10,042	603,954		
大学卒	408	49.8	627,065	5,551	621,514		
短大卒	34	50.4	621,762	17,764	603,998		
高校卒	114	50.9	565,613	23,280	542,333		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	274	46.8	517,954	51,760	466,194	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)	
	大学卒	178	45.2	510,271	53,953	456,318		
	短大卒	37	49.2	463,158	43,590	419,568		
	高校卒	57	49.9	568,298	50,232	518,066		
	中学卒	2	43.9	503,016	51,999	451,017		
	技術課長代理	54	47.1	575,311	114,075	461,236		
	大学卒	35	45.8	591,798	119,159	472,639		
	短大卒	7	46.8	518,840	104,391	414,449		
	高校卒	12	51.4	563,776	105,285	458,491		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	668	45.0	470,686	60,938	409,748		係の長及び 係長級専門職
	大学卒	431	43.2	460,069	58,694	401,375		
	短大卒	59	46.6	435,968	44,435	391,533		
	高校卒	176	48.1	500,863	71,263	429,600		
中学卒	2	49.7	544,065	5,776	538,289			
技術係長	503	45.7	556,754	113,858	442,896			
大学卒	281	42.8	534,150	105,109	429,041			
短大卒	30	47.2	578,750	112,646	466,104			
高校卒	191	49.7	585,774	126,626	459,148			
中学卒	x	x	x	x	x			
事務主任	440	45.0	422,063	50,298	371,765	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)		
大学卒	279	43.2	447,361	60,726	386,635			
短大卒	64	46.7	389,834	39,848	349,986			
高校卒	97	48.4	376,019	29,487	346,532			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術主任	493	47.4	514,388	95,992	418,396			
大学卒	304	46.5	521,516	98,985	422,531			
短大卒	40	48.9	490,059	99,087	390,972			
高校卒	149	49.6	501,897	86,931	414,966			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	1,914	36.9	322,341	42,329	280,012			
大学卒	1,194	32.6	323,581	46,880	276,701			
短大卒	286	45.5	322,426	31,132	291,294			
高校卒	431	42.4	319,131	37,883	281,248			
中学卒	3	40.8	306,822	24,902	281,920			
技術係員	1,722	35.7	385,347	76,269	309,078			
大学卒	1,058	33.0	385,687	79,869	305,818			
短大卒	184	39.0	395,099	81,357	313,742			
高校卒	476	40.0	381,023	66,126	314,897			
中学卒	4	41.2	378,460	124,000	254,460			

3 企業規模100人以上500人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	x	x	円 x	円 x	円 x	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	x	x	円 x	円 x	円 x	
	短大卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	高校卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	工場長	3	55.1	599,206	0	599,206	構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	51.5	554,308	0	554,308	
	短大卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	高校卒	x	x	円 x	円 x	円 x	
	中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	事務部長	109	52.5	545,508	5,338	540,170	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	74	52.3	557,027	1,428	555,599	
	短大卒	8	51.6	508,578	0	508,578	
	高校卒	27	53.5	520,758	19,004	501,754	
	中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
	技術部長	61	52.9	552,414	5,075	547,339	
	大学卒	39	52.4	559,931	3,220	556,711	
	短大卒	9	52.9	525,317	11,352	513,965	
	高校卒	13	54.5	546,122	6,887	539,235	
	中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —	
事務部次長	32	51.1	496,877	1,583	495,294	上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)	
大学卒	21	51.8	522,756	2,053	520,703		
短大卒	4	51.0	445,312	0	445,312		
高校卒	6	49.6	424,810	681	424,129		
中学卒	x	x	円 x	円 x	円 x		
技術部次長	22	51.4	483,437	5,968	477,469		
大学卒	11	49.7	480,269	11,403	468,866		
短大卒	4	50.9	487,441	1,013	486,428		
高校卒	7	54.4	486,353	0	486,353		
中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —		
事務課長	242	50.3	463,445	6,724	456,721	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職	
大学卒	169	49.7	469,795	6,321	463,474		
短大卒	31	52.1	450,594	3,581	447,013		
高校卒	40	52.1	448,119	11,578	436,541		
中学卒	2	38.9	375,810	0	375,810		
技術課長	176	48.7	467,358	2,408	464,950		
大学卒	114	48.1	466,557	2,402	464,155		
短大卒	19	51.6	472,100	2,935	469,165		
高校卒	43	48.9	467,379	2,196	465,183		
中学卒	—	—	円 —	円 —	円 —		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	90	47.2	453,162	44,677	408,485	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	62	45.8	471,025	50,723	420,302	
	短大卒	11	51.9	441,948	44,548	397,400	
	高校卒	17	50.2	381,262	17,767	363,495	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	34	44.7	454,991	32,645	422,346	
	大学卒	22	43.8	475,370	37,698	437,672	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	11	46.3	416,046	23,507	392,539	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	275	46.4	390,518	41,940	348,578	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	186	44.5	403,095	42,112	360,983	
	短大卒	28	51.7	362,718	36,922	325,796	
	高校卒	61	50.2	362,375	43,628	318,747	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	165	44.6	397,383	56,464	340,919		
大学卒	100	43.4	398,697	60,175	338,522		
短大卒	19	47.9	378,175	34,748	343,427		
高校卒	45	45.9	400,910	59,154	341,756		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務主任	277	41.6	338,056	36,415	301,641	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	191	39.5	339,515	36,809	302,706		
短大卒	29	48.0	339,950	39,300	300,650		
高校卒	57	45.7	331,797	33,397	298,400		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	140	41.2	355,631	42,970	312,661		
大学卒	84	39.7	360,361	45,762	314,599		
短大卒	21	44.8	333,679	29,287	304,392		
高校卒	34	42.9	354,354	43,348	311,006		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	991	37.8	289,426	29,723	259,703		
大学卒	564	35.1	307,638	33,920	273,718		
短大卒	173	43.8	270,512	24,658	245,854		
高校卒	252	39.9	260,045	23,597	236,448		
中学卒	2	47.1	301,706	18,766	282,940		
技術係員	518	34.7	293,263	35,580	257,683		
大学卒	346	32.5	294,308	38,058	256,250		
短大卒	67	40.3	288,771	31,243	257,528		
高校卒	102	38.7	292,345	30,756	261,589		
中学卒	3	34.6	304,968	10,391	294,577		

4 企業規模100人未満

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の 支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	—	—	—	—		構成員50人以上の 工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	事務部長	12	53.6	501,448	1,931	499,517	2課以上又は 構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
		大学卒	7	53.5	509,552	937		508,615
		短大卒	4	52.9	513,678	1,714		511,964
		高校卒	x	x	x	x		x
		中学卒	—	—	—	—		—
技術部長		10	53.8	481,064	0	481,064		
		大学卒	4	54.8	522,479	0		522,479
		短大卒	—	—	—	—		—
		高校卒	4	52.2	422,557	0		422,557
事務部次長		7	49.4	408,152	1,188	406,964		上記部長に事故 等のあるときの 職務代行者 職能資格等が 上記部の次長と 同等と認められる 部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一 課長間)
	大学卒	6	49.3	404,552	1,387	403,165		
	短大卒	x	x	x	x	x		
	高校卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	x	x	x	x	x			
	大学卒	x	x	x	x	x		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
事務課長	21	49.2	403,112	1,331	401,781	2係以上又は 構成員10人以上 の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職		
	大学卒	16	47.9	399,705	1,510		398,195	
	短大卒	—	—	—	—		—	
	高校卒	5	53.0	412,720	827		411,893	
	中学卒	—	—	—	—		—	
	技術課長	32	46.4	419,218	3,136		416,082	
		大学卒	19	46.0	433,256		5,529	427,727
		短大卒	4	41.1	420,606		356	420,250
高校卒		9	49.3	393,530	0	393,530		
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	2	41.8	349,437	3,111	346,326	前記課長に事故等 のあるときの職務代 行者 課長に直属し部下 に係長等の役職者 を有する者 課長に直属し部下 4人以上を有する者 職能資格等が上記 課長代理と同等と 認められる課長代理 及び課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)
	大学卒	x	x	x	x	x	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	5	44.6	387,238	0	387,238	
	大学卒	3	46.7	399,667	0	399,667	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	41.5	368,595	0	368,595	
	中学卒	—	—	—	—	—	
	事務係長	23	46.9	336,232	25,676	310,556	係の長及び 係長級専門職
	大学卒	11	44.8	352,909	27,051	325,858	
	短大卒	6	45.8	285,620	21,890	263,730	
	高校卒	6	51.5	347,719	26,311	321,408	
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	10	44.6	383,329	41,762	341,567		
大学卒	6	43.8	383,019	47,734	335,285		
短大卒	x	x	x	x	x		
高校卒	3	47.0	370,708	8,989	361,719		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	20	43.8	281,966	33,986	247,980	係長等のいる事業 所における主任 係長等のいない事 業所における主任 のうち、課長代理以 上に直属し、部下を 有する者 係長等のいない事 業所において、職 能資格等が上記主 任と同等と認められ る主任 中間職(係長一 係員間)	
大学卒	8	41.5	296,748	43,271	253,477		
短大卒	4	34.5	222,873	2,447	220,426		
高校卒	8	51.0	287,910	35,300	252,610		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	35	45.7	423,469	71,097	352,372		
大学卒	23	44.1	421,302	71,418	349,884		
短大卒	2	49.4	443,355	100,086	343,269		
高校卒	10	48.5	424,191	63,637	360,554		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	166	38.3	289,403	28,998	260,405		
大学卒	89	35.8	298,547	30,314	268,233		
短大卒	28	42.9	298,987	32,031	266,956		
高校卒	49	40.1	267,870	24,980	242,890		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係員	115	39.2	336,467	50,611	285,856		
大学卒	71	38.5	346,003	57,309	288,694		
短大卒	21	45.6	327,684	40,787	286,897		
高校卒	21	35.6	315,051	41,960	273,091		
中学卒	2	41.4	335,099	14,547	320,552		

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A-B)		
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	2	51.5	228,686	36,036	192,650	見習、外国語の電話 交換手を除く。 業務委託契約等に 基づき、他の事業所 において業務に従事 している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	7	50.5	357,081	26,929	330,152	
	用務員	—	—	—	—	—	
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	23	57.7	775,816	0	775,816	
	大学教授	90	54.7	649,741	2,422	647,319	
	大学准教授	77	46.2	539,624	7,291	532,333	
	大学講師	42	43.4	499,212	2,296	496,916	
	大学助教	19	39.4	436,676	3,541	433,135	
	高等学校校長	4	61.5	711,092	14,497	696,595	
職 種	高等学校教頭	4	57.4	627,510	14,965	612,545	
	高等学校教諭	84	43.3	497,632	22,853	474,779	
研究 関係 職種	研究所長	2	55.0	770,610	0	770,610	構成員50人以上の 所の長 2室(係)以上又は 構成員7人以上の 構成員3人以上の 室(係)の長 下記研究員より上位 の者(研究所長の職名 を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長 を除く。)
	研究部(課)長	33	49.1	629,428	393	629,035	
	研究室(係)長	5	42.0	406,470	23,530	382,940	
	主任研究員	92	45.2	541,119	24,407	516,712	
	研究員	107	34.2	335,943	21,937	314,006	
	研究補助員	—	—	—	—	—	
医 療 関 係 職 種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医 師5人以上 上記病院長に事故等あ るときの職務代行者 部下に医師又は歯科医 師1人以上
	副院長	—	—	—	—	—	
	医科長	16	56.1	1,148,728	99,122	1,049,606	
	医師	16	49.1	939,928	3,718	936,210	
	歯科医師	—	—	—	—	—	部下に薬剤師2人以上
	薬局長	6	50.7	454,771	1,636	453,135	
	薬剤師	26	40.7	381,772	29,985	351,787	
	診療放射線技師	30	40.5	360,000	11,782	348,218	
	臨床検査技師	29	41.7	353,959	28,157	325,802	
	栄養士	19	39.3	288,685	17,525	271,160	
職 種	理学療法士	55	33.9	303,352	15,456	287,896	部下に看護師長5人以 上 部下に看護師又は准看 護師5人以上
	作業療法士	48	34.7	299,671	13,595	286,076	
	総看護師長	3	60.0	482,213	20,062	462,151	
	看護師長	76	47.4	418,603	34,439	384,164	
	看護師	199	36.8	334,649	27,316	307,333	
	准看護師	64	42.5	279,712	30,304	249,408	

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示す。

第17表 職種に対応する級（行政職給料表）

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上 500人未満	企業規模 100人未満
7 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長		
6 級		支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	
5 級			支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
4 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
3 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 技 術 課 長 事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
1 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部2・3級に対応) 事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第18表 民間における特別給の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	円 375,832	円 280,567
	上半期 (A2)	円 380,402	円 285,299
特別給の支給額	下半期 (B1)	円 822,690	円 526,897
	上半期 (B2)	円 882,041	円 561,971
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{(B1)}{(A1)} \right]$	月分 2.19	月分 1.88
	上半期 $\left[\frac{(B2)}{(A2)} \right]$	2.32	1.97
	年間計	4.51月分	3.85月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 43.2	% 56.8	% 44.5	% 55.5	% 50.0	% 50.0
500人以上	46.2	53.8	46.8	53.2	55.7	44.3
100人未満	38.6	61.4	41.0	59.0	45.2	54.8
100人未満	48.3	51.7	48.8	51.2	48.3	51.7

第20表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		69.5%
	配偶者に家族手当を支給する	59.0%
家族手当制度がない		30.5%
扶養家族の 支給月額	配偶者	10,893円
	配偶者と子1人	16,310円
	配偶者と子2人	21,664円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした割合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は84.9%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を		在宅勤務を 実施していない
	支給する	支給しない	
%	%	%	%
55.4	28.2	71.8	44.6

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

支給目的	月額										
	～ 1,000 円	～ 2,000 円	～ 3,000 円	～ 4,000 円	～ 5,000 円	～ 6,000 円	～ 7,000 円	～ 8,000 円	～ 9,000 円	～ 10,000 円	10,001 円～
光熱費の負担増への配慮のみ	24.8%	25.3%	23.2%								26.7%

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

第22表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.6 %	77.1 %	22.5 %	0.4 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		57.2 %	43.4 %	42.8 %
非 管 理 職		49.5	37.9	50.5

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第24表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
62.3 %	67.9 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費及び労働経済関係資料

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

- 食料費……………食料
- 住居関係費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品
- 被服・履物費……………被服及び履物
- 雑費Ⅰ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
- 雑費Ⅱ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定方法

2人～5人世帯については、家計調査における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 広島市における費目別、世帯人員別標準生計費

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	35,846	36,145	56,917	77,690	98,453
住居関係費	58,571	62,302	56,616	50,923	45,237
被服・履物費	5,006	3,409	5,513	7,616	9,721
雑費Ⅰ	21,467	22,336	42,765	63,194	83,623
雑費Ⅱ	12,023	14,041	19,526	25,017	30,503
合計	132,913	138,233	181,337	224,440	267,537

第26表 労働経済指標

項目 年度・年月	賃金・労働時間													
	全国（全国調査）										広島県（地方調査）			
	① きまって支給する給与 （調査産業計）		② 所定内給与 （調査産業計）			③ 所定外給与 （調査産業計）			④ 総実労働 時間数 （調査産業計）	⑤ 所定外労働 時間数 （調査産業計）	⑥ きまって支給する給与 （調査産業計）		⑦ 所定内給与 （調査産業計）	
	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	一般労働者 前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（時間）	（時間）	（千円）	前年度比・ 前年同月比 （%）	（千円）
令和3年度	298.2	1.7	274.4	1.1	0.6	23.8	9.4	142.5	11.7	285.5	1.1	259.5	0.4	
令和4年度	304.5	2.1	279.6	1.9	1.5	24.8	4.4	143.5	12.2	288.4	1.0	262.6	1.2	
令和4年4月	307.9	2.5	281.9	2.2	1.8	26.0	6.7	149.0	12.9	289.2	△ 0.5	263.4	0.3	
5月	301.2	2.2	277.2	1.9	1.2	24.0	5.4	137.6	11.7	280.5	△ 0.5	257.3	△ 0.5	
6月	304.0	2.3	280.0	2.1	1.5	24.0	5.2	149.6	12.1	285.5	0.0	261.3	0.3	
7月	303.7	2.0	279.1	1.9	1.2	24.6	3.8	147.0	12.1	284.8	0.3	259.4	0.7	
8月	301.9	2.3	277.7	2.2	1.5	24.2	4.5	139.1	11.3	283.5	△ 0.2	257.1	△ 0.4	
9月	304.0	2.6	279.7	2.2	1.6	24.3	7.1	144.0	12.2	283.5	△ 0.6	258.2	△ 0.6	
10月	305.3	2.3	279.9	1.8	1.4	25.4	8.5	144.5	12.6	291.8	1.8	265.2	1.8	
11月	305.7	2.6	280.0	2.2	1.6	25.7	6.2	146.0	12.6	300.0	4.4	272.5	4.7	
12月	305.9	2.5	280.1	2.3	1.8	25.8	4.0	144.2	12.6	294.1	1.9	267.5	2.3	
令和5年1月	303.9	1.7	279.5	1.7	1.6	24.4	0.8	135.7	11.8	293.9	3.1	268.3	2.9	
2月	303.5	1.4	279.1	1.5	1.4	24.5	0.4	139.7	12.0	288.2	2.1	262.4	2.4	
3月	306.8	1.0	281.6	1.0	1.1	25.2	0.7	145.8	12.5	285.3	0.4	259.2	0.7	
4月	310.9	1.0	285.1	1.2	1.1	25.7	△ 1.1	148.3	12.6	290.3	0.4	263.9	0.2	
5月	307.7	2.1	283.5	2.2	2.2	24.2	0.8	140.9	11.7	283.5	1.1	260.5	1.2	
6月	309.5	1.8	285.2	1.8	2.0	24.3	1.2	149.7	11.9	286.8	0.5	262.2	0.4	

資料出所：①～⑩、⑬厚生労働省「毎月勤労統計調査報告」、⑪総務省「家計調査報告」、⑫総務省「消費者物価指数月報」、
⑭総務省「労働力調査報告」、⑮厚生労働省「一般職業紹介状況」

- (注) 1 ①、②、③、⑥、⑦、⑫及び⑬については令和2年平均=100とした指数を基礎としている。
2 ⑧の増減率は実数比較による。
3 ①～⑩、⑬は事業所規模30人以上の数値である。

				生計費				物価		雇用		
⑧ 所定外給与 (調査産業計)		⑨ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑩ 所定外労働時間数 (調査産業計)	⑪ 消費支出 (二人以上の世帯)				⑫ 消費者物価指数		⑬ 常用雇用指数 (調査産業計)	⑭ 完全失業率 (季節調整値)	⑮ 有効求人倍率 (季節調整値)
				全国		広島市		全国	広島市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(%)	(倍)
25.9	9.1	146.5	12.9	280.9	1.7	282.8	△ 2.5	0.1	0.0	△ 0.4	2.8	1.16
25.7	△ 0.9	144.2	12.7	293.7	4.5	298.5	5.6	3.2	3.6	△ 0.3	2.6	1.31
25.8	△ 7.8	148.1	12.7	304.5	1.2	292.0	5.0	2.5	2.2	△ 1.1	2.6	1.24
23.1	△ 0.3	135.2	11.5	287.7	2.4	315.9	24.3	2.5	2.9	△ 0.9	2.6	1.25
24.3	△ 2.9	151.4	12.5	276.9	6.4	272.3	5.5	2.4	2.7	△ 0.6	2.6	1.27
25.4	△ 3.3	146.0	12.7	285.3	6.6	302.8	14.5	2.6	2.9	△ 0.6	2.6	1.28
26.4	2.7	139.5	12.2	290.0	8.8	294.6	7.9	3.0	3.3	△ 0.5	2.5	1.31
25.4	0.2	141.4	12.4	281.0	5.9	278.2	△ 5.3	3.0	3.0	△ 0.4	2.6	1.32
26.6	1.7	146.4	13.1	298.0	5.7	298.2	3.1	3.7	4.4	△ 0.5	2.6	1.34
27.5	2.2	150.7	13.1	285.9	3.2	280.5	1.1	3.8	4.4	△ 0.3	2.5	1.35
26.7	△ 2.3	147.2	13.3	328.1	3.4	310.4	△ 12.1	4.0	4.7	△ 0.3	2.5	1.36
25.6	3.8	136.8	12.8	301.6	4.8	290.4	3.8	4.3	4.9	0.6	2.4	1.35
25.8	△ 1.4	143.1	13.1	272.2	5.6	319.9	25.1	3.3	4.1	0.6	2.6	1.34
26.1	△ 2.6	144.1	13.5	312.8	1.8	327.0	3.3	3.2	3.7	0.6	2.8	1.32
26.5	2.7	147.8	13.4	303.1	△ 0.5	327.7	12.2	3.5	3.8	0.7	2.6	1.32
23.0	△ 0.8	135.3	11.6	286.4	△ 0.4	293.6	△ 7.1	3.2	2.9	0.8	2.6	1.31
24.6	1.4	147.6	12.4	275.5	△ 0.5	303.4	11.4	3.3	3.1	0.6	2.5	1.30

